

就農案内読本 2024

農業を仕事にしたい人の

完全攻略マニュアル



Be
Farmer

きっと見つかる あなたの農業

全国新規就農相談センター
(一般社団法人全国農業会議所)

<https://www.be-farmer.jp>

Tel.03-6910-1133 Mail: guide@nca.or.jp

農という生き方

農業は、自然と向き合う職業です。雨の日も風の日も、炎天下の日も極寒の日も作業をしなければいけないことがあります。時季によっては、朝は早くから夜は遅くまで作業することもあるでしょう。一方で、四季の変化を感じ取りながら、自然の中で伸び伸び働くことができる職業とも言えます。

また、農業経営者であれば自分の都合の良い時間で作業計画を立てることもできます。

ただし、自分一人で農業をすることは困難です。家族や地域の人との協力がなければ、農業を仕事としてやっていくことはできません。

独立して就農する場合、農業技術を習得することはもちろん、農業機械や農地、住居など、様々なものを準備する必要があります。就農への道のりは遠いと思う人もいるかもしれませんが、しかし、これまでに新規就農した先輩、農業技術の習得をサポートしてくれるベテラン農家や普及指導員、相談にのってくれる農業委員会・JAなど、就農を支える人がたくさんいることも事実です。

農業に興味がある、農業をやってみたい！という気持ちがあるのなら、きっと道は開けるでしょう。

INDEX もくじ

| | | | |
|---------------------|----|--------------------------|----|
| 農業ってどんな仕事？ | 1 | 農業を始めるのに必要な5つの要素と確保のポイント | 17 |
| 就農までのみちすじ | 2 | 経営計画を立てるには | 21 |
| 就農イメージに応じた対応方向 | 6 | 農村社会について | 22 |
| 農業体験をする場合 | 8 | 自治体による新規就農支援の利用 | 24 |
| 農業法人等に就職する場合の基礎知識 | 10 | 就農後の留意事項 | 24 |
| 「農業法人」とは | 10 | 知っておきたい主な農業関係の組織 | 24 |
| 農業法人への就職 | 11 | 就農を支援するさまざまな仕組み | 26 |
| 就職先の農業法人を探す | 12 | 農業技術習得の支援 | 26 |
| 求められる人材 | 12 | 農地等確保の支援 | 27 |
| 農業法人に就職する際の留意事項 | 13 | 資金確保の支援 | 27 |
| 農業法人等による雇用等（雇用就農資金） | 13 | 青年等就農計画制度 | 28 |
| 研修を経て独立就農するための基礎知識 | 14 | 就農準備資金・経営開始資金 | 30 |
| 充実した研修を受けよう | 14 | 経営発展支援事業 | 32 |
| 公的な研修を受けて独立就農するには | 14 | 農業保険 | 33 |
| 法人就職から独立就農するには | 15 | 全国新規就農相談センター | 36 |
| 自ら農業経営を始めるための基礎知識 | 16 | 都道府県新規就農相談窓口一覧 | 44 |
| めざす農業経営のビジョンを明確に | 16 | | |

農業ってどんな仕事？

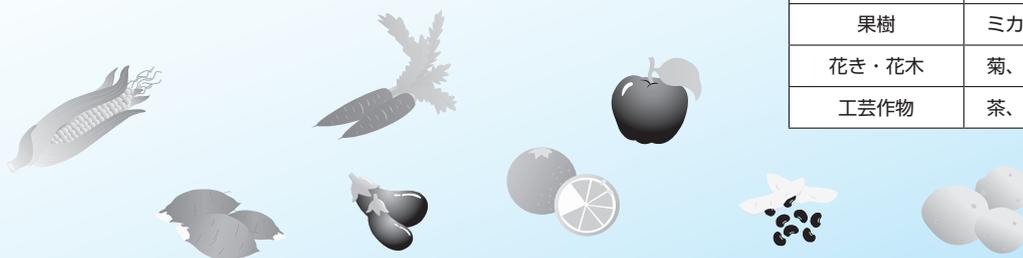
農業に関心がある、農業を始めたい・・・。
でも、農業ってどんな仕事？

農業は、土を耕して作物を育てる耕種農業と、家畜を育てる畜産の大きく2つに分けられます。農業総産出額の約61%が耕種農業で、約39%が畜産です。農業では、作物や家畜の種類を「作目」として分類します。どの作目を選ぶかによって農業経営のやり方、仕事の内容が変わってきます。

耕種農業

耕種農業には、穀類、豆類、イモ類、野菜、果樹、花き・花木、工芸作物があります。野菜や果樹、花きは普通の畑で栽培する露地栽培と、ハウスの中で栽培する施設栽培に分けられます。

| 種類 | 例 |
|-------|------------------|
| 穀類 | 米、麦、トウモロコシ |
| 芋類 | ジャガイモ、サツマイモ |
| 豆類 | ダイズ、アズキ |
| 野菜 | キュウリ、トマト、キャベツ、ナス |
| 果樹 | ミカン、リンゴ |
| 花き・花木 | 菊、バラ |
| 工芸作物 | 茶、タバコ |



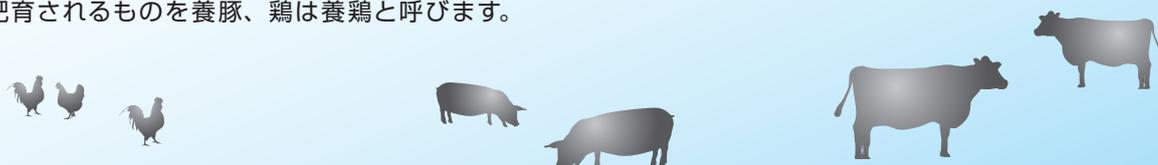
畜産

畜産は、家畜の大きさによって大家畜（牛、馬）、中家畜（豚、羊）、小家畜（鶏）に分類されます。

牛はさらに肉を生産する肥育経営（肥育用の子牛を生産する繁殖経営もある）と、牛乳やチーズなどの乳製品の原料となる生乳を搾る酪農に分けられます。

豚は肥育されるものを養豚、鶏は養鶏と呼びます。

| 種類 | 例 |
|----------|-----------------|
| 大家畜（牛、馬） | 肥育・繁殖（肉）、酪農（生乳） |
| 中家畜（豚、羊） | 肥育（肉） |
| 小家畜（鶏） | 採卵、ブロイラー（肉） |



6次産業化

生産した作物や畜産物を食品加工するなどして付加価値を高める経営の多角化も進んでおり、生産（1次）×加工（2次）×販売（3次）まで一貫した取組を6次産業化と呼んでいます。事業内容は食品加工（総菜、漬物、菓子等）、直販、レストラン、農業体験・交流などで、農業の楽しさと事業としての高い可能性を有しています。

就農 までのみちすじ

※実際にはいろいろなパターンやケースがあります。
記述はおおまかなモデルケースとお考えください。

情報や基礎知識の収集

- ① 農業を始めるための情報を集めたり、就農相談のために全国・都道府県などの相談窓口を訪ねてみる。
また、こうした窓口を開設しているホームページなどで情報を集める。
- ② 就農相談会である「新・農業人フェア」に参加する。
- ③ 農業の基礎知識を身につける。

P3へ

体験・現場見学・短期研修

農業体験をする…………… P8へ

- 農業就業体験（農業インターンシップ、チャレンジ・ザ・農業体験）

農業法人へ就職する…………… P10へ

■ 求人情報の収集

相談センターのホームページや
ハローワーク

■ 就職活動

- ① 都道府県の新規就農相談窓口へ相談する。
- ② 就農相談会（新・農業人フェア等）に参加する。
- ③ 希望する地域・作目・労働条件を確認する。
- ④ 農業法人等へ電話・訪問する。

研修を経て独立・自営就農する…………… P14へ

■ 研修情報の収集

（農業教育機関・農業法人・市町村等の
受入支援情報）

■ 研修機関へ事前体験・ 申し込み・面接

独立・自営就農する…………… P16へ

■ めざす農業経営像を描こう

- ① どんな作物を栽培するか、作物を考える。
- ② 作目は単一の専作経営か、複数以上の複合経営か、経営のタイプを決める。
- ③ 露地栽培か施設栽培か、慣行栽培か有機栽培か、栽培方法を決める。
- ④ 農作業に従事できる労働力と作目・経営タイプ・栽培方法の選択、経営規模などがマッチしているか、考える。
- ⑤ 選択作目や生活条件、都道府県、市町村の支援措置などから就農候補地を検討する。
- ⑥ 地域で生きていくためには人間関係が大切なので、できるだけ現地を訪ね、自分の脚で農地・住宅・研修先・生活・農業経営環境などの関連情報を収集する。

■ 5つの生産資源を取得しよう



- 営農計画の作成 生産計画、販売計画、資金計画を明確にする。

- 就農 農業経営者としての第一歩が始まります。

1 情報収集・就農相談

■ 「全国新規就農相談センター／都道府県新規就農相談窓口（都道府県農業経営・就農支援センター）」

農業に興味がある！農業を始めたい！農業法人に就職したい！そんな方々の相談をはじめ、受入支援情報や求人情報の提供などのお手伝いをしているのが全国新規就農相談センターと都道府県新規就農相談窓口（都道府県農業経営・支援センター）です。

P36へ

■ 「農業をはじめ.jp」

“農業をはじめ.jp”では、職業として農業に興味を持たれた方、これから農業を始めたい方が、就農に向けて具体的なアクションを起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できる、ポータルサイトです。

農業を始めるにあたっての検討状況や、体験・研修の実施状況など、皆様の状況に合わせて必要な情報を「就農を知る」、「体験する」、「相談する」、「研修／学ぶ」、「求人情報」、「支援情報」の6つに分類のうえ掲載しています。

P48へ

“農業をはじめ.jp”には、「マイページ」があります。興味のある作物、就農したい地域などを登録すると、当サイト内の情報からおススメの情報をピックアップしてお知らせしますので、ぜひ登録してみてください。

2 新・農業人フェア 農業法人合同会社説明会・新規就農相談会など

都市生活者の地方への移住をともなう新規就農への関心が高まる中で、広く一般の方を対象とした「新・農業人フェア」が開催されています。同フェアは就農希望者の相談に応じ、新規就農の実際の方法や、農業法人等への就職希望者のために情報を提供します。農業法人や相談窓口のブースだけでなく、新規就農に関するセミナーもあり、有益な情報を得ることができます。現在では、多くの就農希望者が集まる一大イベントとなっています。

2024年度の開催日時は、裏表紙を参照して下さい。



研修し就農～楽しむ農業を～

石川県小松市 今川 浩美 さん

J A小松市が運営する新規就農支援センター「アグリスクールこまつ」の第1期生で、現在トマトを生産する小松市の今川浩美さん（59）。同スクールでの1年3カ月にわたる研修と9カ月のプレ就農を経てトマト栽培のノウハウを習得し、今年4月にハウス4棟で就農を開始した。その後、持ち前のチャレンジ精神でさらに4棟を追加し、ハウス8棟（22畝）にまでトマト生産を拡大した。

10年ほど前、J A女性部での活動を通し、農業に興味を持つようになった今川さんは「いつかは農業で生計を立てたい」という夢を抱いていた。そんな折、新聞に載った同スクールの募集案内を目にしたことがきっかけで研修生になり、ついには就農を現実のものとした。

現在は農業生産の傍ら、食農教育活動にも力を注いでいる。「わくわくキッズ農園」と銘打ち、小学生親子を対象に水やりや収穫、販売などを通して食や農について知ってもらおう活動を行っている。今年はメロン農家に協力を仰ぎ、子どもたちが自らメロンを栽培する企画を発案。募集人数を大幅に上回る応募があった。

今後の目標について「さらに規模を拡大し、雇用を生み出し、みんなで農業を楽しみたい」と今川さんは笑顔で話す。

〔全国農業新聞〕2023年7月28日付



海上自衛官からの転身

山口県岩国市 平岡 誠 さん



瀬戸内海の美しい島々を一望できる岩国市由宇町の高台にある(株)デナリファーム。共同経営者の一人、平岡誠さん（43）は愛媛県出身で、元海上自衛隊岩国航空基地の自衛官だ。農業を仕事にしたいと夢見ていた平岡さんは、2017年に退官し、同郷で同じ自衛官だった野間佑平さん（42）とハウス栽培の研修を経て19年に同社を立ち上げた。

会社名はアラスカの最高峰デナリ山に由来する。山岳スキーをする二人の憧れの山で、農業への飽くなきチャレンジ精神を表す。現在、同町でイチゴハウス23畝、そこから車で片道90分かかる同市錦町でサツマイモ畑1畝を経営している。

非農家出身の二人は、農地の確保で苦労した。サツマイモ畑は、農機具の営業マンから貸し手の情報を得て、ハウスは中古物件を譲り受けた。今では地域の人たちと気軽にあいさつや声かけをする関係ができて、コミュニティーを生かして情報収集している。同社の強みは、共同経営で分業制であること。野間さんが主に栽培管理を担当し、平岡さんが販売、経理を担当する。これまで仲卸、飲食店、小売店など50以上の取引先を開拓した。

「農業で自立していくためには、今100円のが150円で売れるように、販売の引き出しを増やすことが重要」と語る平岡さん。販売力、経営力を磨くため、日本農業経営大学の講座も積極的に受講している。

県農業法人協会の先輩農業者から多くを学ぶとともに、自らも講師として各地の研修会に赴く。

「非農家がゼロから1になるまでの苦労を知っているからこそ、これから農業を始める人のために残せるものを残したい」と力強く語る。

〔全国農業新聞〕2023年9月1日付

地域から愛される農家を目指して

神奈川県藤沢市 金井 雄輝 さん

藤沢市遠藤地区の金井雄輝さん（36）の実家は、元々製薬会社を経営しており、幼いころから生薬や漢方を身近にして育った。

社会に出てからは営業の仕事をしていた金井さんだが、たまたま手に入れたカノコソウ（生薬）の苗を自宅で栽培していたところ、植物がぐんぐんと育っていく姿に魅了され、新規就農を志した。

かながわ農業アカデミーで1年の研修を終え、2022年5月に遠藤地区で10㍍の農地を借り、就農を開始した。

就農後は、ナスやキュウリ、トマト、ショウガ、甘長トウガラシなどを栽培している。金井さんは「自宅前で直販を行うときに、さまざまな野菜を並べることでお客さんが喜んでくれるから」と多品目を扱う理由を話す。

今後の目標は、生薬を栽培する農家として独自色を出すことと、周りから愛される農家になること。生薬栽培にはまだまだ課題があるが、就農当初の目標を今後も忘れず、多くの人に愛される農家となることが期待される。

（「全国農業新聞」2023年3月17日付）



動画で農業の楽しさ、大変さを発信

岐阜県関市 川村 雄祐 さん

関市で冬春トマト16㍍と露地野菜10㍍を生産する川村雄祐さん（27）＝写真＝は、登録者数11万人超えのYouTubeチャンネル「たわらファームー農園ものがたりー」を運営。野菜の育て方などの解説動画を通して、農作物を育てる楽しさを発信している。

川村さんは幼少期から祖父に農業を教わって興味を持ち、2019年に新規就農。これまでの知識や経験を発信すれば農業に興味のある人が増え交流できると思い、20年から動画投稿を始めた。20代の従業員と二人で撮影・編集し、約10分の動画を370本以上投稿してきた。

動画は初心者にも分かりやすいよう、川村さんが作業を見せながら説明。専門用語や作業内容の解説テロップをつけた。新規就農者や家庭菜園をする視聴者に人気となり、最も再生された動画はトマトの脇芽取りの解説。再生数は90万回に達し、「家庭菜園初心者にも分かりやすく、やる気が出ました」「今まで見てきた動画で一番分かりやすく、納得感のある説明だった」など好評を博した。

動画配信の評判が広がり、昨年10月にはJAめぐみの「農業の応援団」特別団員にも任命された。川村さんは「視聴者のニーズに合わせた役に立つ情報をこれからも発信して、農産物を育てる大変さと達成感を感じてもらいたい」と話す。（「全国農業新聞」2023年7月28日号）



就農イメージに応じた対応方向

あなたの希望

対応方向

相談窓口

まずは農業体験をしたい



農業に関心があるが未経験なので、まずは農作業を体験したい

将来農業をしたいが、当面は今の仕事を続けつつ農業の勉強・体験をしたい

農業に関心があり、いろいろな農業現場を見て作業してみたい

農業体験・イベントなどに参加する

市民農園、滞在型市民農園を借りる

土・日、夏期休暇を利用して農業を体験する

農業インターンシップを受ける

全国・都道府県新規就農相談窓口にお問い合わせ

➡ P44、45

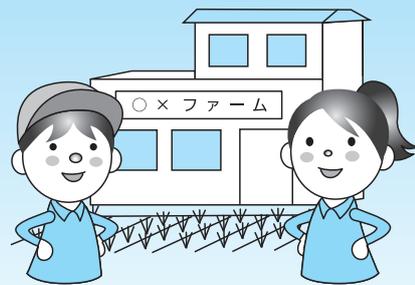
市町村役場にお問い合わせ

農業大学校や民間の農業教育機関にお問い合わせ

日本農業法人協会にお問い合わせ

➡ P8

農業法人等



農業法人で就職前に事前体験をしたい

農業法人に就職したい

農業法人に就職する

➡ P10

求人・研修情報を全国新規就農相談センターのホームページや民間の農業に関する求人サイトで検索



に就職したい



就職について
全般的なことを
知りたい

将来、独立して農業を
したいが、技術や資金
に乏しいため、まず農
業法人に就職し、農業
技術も学びつつ適性も
確かめたい

農業法人で
研修を受ける

➡ P15

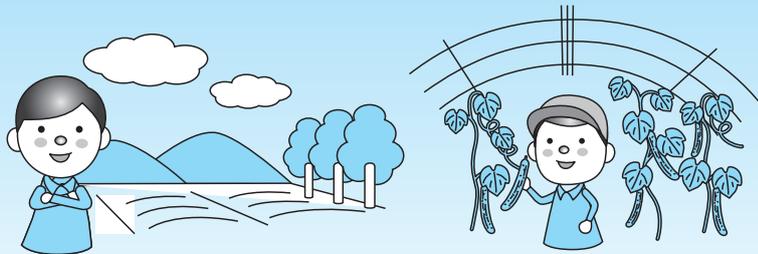
農業法人合同会社
説明会(新・農業人
フェア等)に参加

➡ P3、裏表紙

全国・都道府県
新規就農相談
窓口にお問い合わせ

➡ P44、45

独立して農業を始めたい



農業を始めるため
に必要な情報や事柄
など、全般的なこと
を知りたい

将来、農業経営を
したいが、技術や
資金が乏しいため、
生活を確保しながら
技術を学びたい

農業を始めるため、
資金や住宅の確保、
農地取得、技術習得
等の課題をクリアし
て、就農したい

国・県・市町村段階
の支援措置利用の
可能性を探る

➡ P14

酪農の場合、
酪農ヘルパー
を検討

就農相談窓口で
相談しながら
就農をめざす

後継者がいない
農家の経営を引
き継ぐ

全国・都道府県
新規就農相談
窓口にご相談

➡ P44、45

酪農ヘルパー
全国協会に相談

➡ P26

あなたの希望

対応方向

相談窓口

農業体験をする場合



農業就業体験

(1) 農業インターンシップ〔農業法人等での就業体験〕

全国の農業法人等での実践的な就業体験です。原則、経営者宅や寮などへの泊まり込みですので、農作業を体験するだけでなく、経営者と農業の魅力や経営などについて打ち解けて話すことができます。体験期間は2日～6週間で、参加費用（保険含む）は原則無料（現地までの交通費は体験者の自己負担）です。

受け入れ先として、全国約250の農業法人等が登録されており、全国新規就農相談センターのホームページ（<https://www.be-farmer.jp/experience/intern/>）で確認できます。ホームページにて詳細を確認の上、Webからご応募ください。

体験者の感想

農業の大変さと楽しさを味わえたことで就農に対する関心がいっそう深まりました。また、農業の現状を守ろうとしている人、これからの農業を変えていこうと考えている人などの意見を聞くことで自分が目指す理想の農業をイメージする助けとなりました。

お問い合わせ・お申し込み・運営

公益社団法人日本農業法人協会

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8
 中央労働基準協会ビル 1F
 TEL : 03-6268-9500 FAX : 03-3237-6811
 E-mail : intern@hojin.or.jp

農業でみつける、わたしの未来。

令和6年度 募集 **農業** インターンシップ

農業インターンシップは就農を希望する方や農業に興味のある方が農業法人等で行う短期間の就業体験です。農業インターンシップに参加して農業分野で働く魅力を見つけてください!!

学生・社会人 OK 体験先全国約250ヶ所! 参加者 随時募集中! 参加費無料

募集要件
 農業法人等への就業を希望する方、農業に関心のある方
 満16歳以上
 健康で農作業ができる体力がある方
 当協会が定める「農業インターンシップの目的とルール」を守ることができる方

募集コース

1 一般体験コース
 対象 学生、社会人
 期間 連続した2日以上 6週間（42日間）以内
 ※1日のみの体験は不可。

2 社会人休日体験コース
 対象 社会人のみ
 期間 連続した2日以上の日を複数回組み合わせて行う 就業体験
 ※体験初日～最終日は原則2か月以内 ※連続した2日以上であれば曜日はいりません。 ※1日のみの体験は不可。

実施要領
 体験期間 連続した2日以上6週間（42日間）以内 体験時間は原則1日8時間、1週40時間以内、休日は1週に2日以内を目安とします。
 参加費用 無料 ただし、体験先までの交通費は自己負担となります。
 食費・宿泊費 原則、体験先が負担 原則として経営者宅・社宅等に住み込みとします。ただし、受入先と体験者双方合意のうえで違いもできます（違いの場合、食費のみ体験先が負担）。
 傷害保険 体験期間中は、傷害保険等（農業実習総合保険）に加入 保険料の負担や事故時の手続きなどは事務局の日本農業法人協会が行います。

（お問い合わせ（事務局））
 公益社団法人 日本農業法人協会
 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8（中央労働基準協会ビル1階） TEL:03-6268-9500/FAX:03-3237-6811 E-mail:intern@hojin.or.jp

お申し込み先 ホームページから即日お申し込みいただけます。（所定の様式にて、郵送でも申し込み可。） **農業インターンシップ** 農業をはじめ **検索**

農業インターンシップは、農林水産省の補助事業として、（公）日本農業法人協会が運営しています。

農業体験をする場合
 農業法人に就職する
 研修を経て独立する
 自ら農業経営を始める
 就農を支援するさまざまな仕組み
 新規就農について相談する

(2) チャレンジ・ザ・農業体験〔学校での体験〕

農業者を育成する専門学校（茨城県にある日本農業実践学園）と連携して行っている体験・研修活動で、1日間、3日間、5日間、1カ月間、3カ月間のコースがあります。

稲作、野菜など希望のコース（時期、作目）を選んで、随時申込みます（時期により、開設できないコースもあります）。

1 短期農業体験コース（原則、月～金曜日の早朝～夕方まで）

| | |
|------------|---------|
| ▶ 5日間..... | 25,000円 |
| ▶ 3日間..... | 14,000円 |
| ▶ 1日間..... | 3,000円 |

2 中期農業研修コース（原則、月～土曜日の午前まで）

| | |
|-------------|---------|
| ▶ 1カ月間..... | 73,000円 |
|-------------|---------|

3 農業実践コース（原則、月～土曜日の午前まで）

| | |
|-------------|----------|
| ▶ 3カ月間..... | 203,000円 |
|-------------|----------|

※それぞれ、期間中の食費・宿泊費・研修費・傷害保険料等を含む。（但し、中期・農業実践コースの日・祝祭日の食事はありません。）

お問い合わせ・お申し込み

全国新規就農相談センター 一般社団法人全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8
中央労働基準協会ビル 2F
TEL : 03-6910-1133 FAX : 03-3261-5131

体験場所

日本農業実践学園

〒319-0315 茨城県水戸市内原町 1496
TEL : 029-259-2002 FAX : 029-259-2647
URL : <https://nnjg.ac.jp>



農業法人等に就職する場合の基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



「農業法人」とは

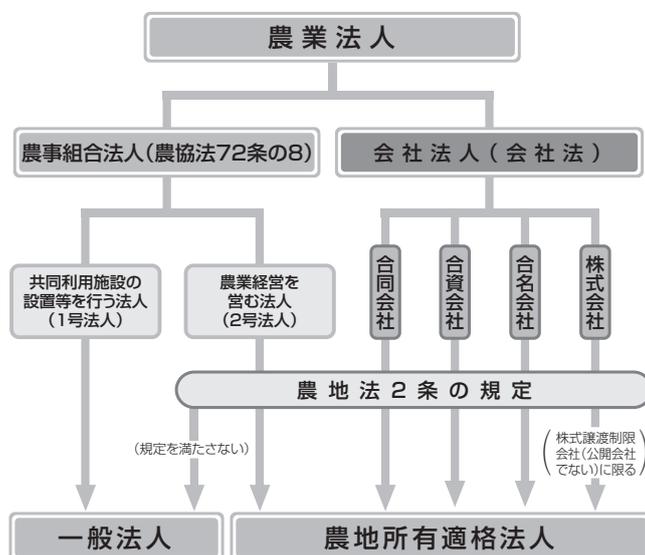
「農業法人」とは、株式会社や農事組合法人などの企業として農業を営む法人の総称です。

このうち、農業経営を行うために農地を借り入れたり買入れたりする（取得する）ことができる法人を「農地所有適格法人」といいます。全国で約20,750法人あります（2022年1月1日時点）。

農業法人は、家族だけで設立した法人（一戸一法人）から従業員が数百人といった大規模な法人まで様々なタイプがあります。経営作目も、稲作だけといった単一作目の法人

経営は少なく、ほとんどの法人がたとえば稲作と野菜作や果樹作を組み合わせるなど複合的な経営です。また、農業は6次産業（1×2×3次産業＝6次産業）といわれるように、生産に限らず加工・販売部門などへ経営を多角化して、観光農園や農村レストランなどに取り組む経営も増えています。

耕地面積の拡大や多角化する経営に対応するため、年間を通して雇用を必要とする農業法人が増えています。



※NPO法人や一般社団法人、社会福祉法人も一般法人として農業ができます。

農業法人への就職

就農には、①独立して自営の農業を始める（独立・自営就農）、②農業法人等に就職して従業員として農業に携わる（雇用就農）、という2つの道があります。

「独立・自営就農」のためには相当の資金と農業技術が必要とされますから、20～30歳代の若者たちにとって少しハードルが高くなります。しかし、「雇用就農」は、給与をもらいながら技術も身につけられます。生活を安定させた後に何年かして独立したいという若者たちにも、うってつけの就農スタイルです。

法人で農業をするには、雇用契約を締結せずに農業技術の習得を目的とした「研修」と、雇用契約を結ぶ「雇用」の形があります。「研修」の場合には、研修費用を支払うものから、無報酬のものまで様々な形態があります。また、研修目的であっても雇用契約を締結する場合があります。

農業法人への就職という就農スタイルは近年定着し、多くの農業法人にとって新規就農者は欠かせない存在となっています。農業法人での就業規則の整備が進み、労働保険や社会保険、その他福利厚生も整ってきています。

農業法人で働く 目的の明確化

1. 農業法人で働くこと自体が目的なのか、将来の独立のためのステップなのか考えよう。
2. 作目、地域、労働条件の希望を整理しよう。
3. 勤務内容は、農作業中心か、加工、販売、事務作業が中心か、希望を整理しよう。

希望する 農業法人を探し、 求人に応募しよう

1. 求人情報を収集しよう。情報は、全国新規就農相談センターHP内の求人情報、都道府県新規就農相談窓口、新・農業人フェア（公社）日本農業法人協会、各農業法人のHP、ハローワーク、民間の求人サイトなどから入手しよう。
2. 農業法人の担当者に、勤務内容、勤務条件、独立就農などの将来像について確認し、求人に応募しよう。

就 農

独立希望の方は、学んだことを活かし、独立に向けて動きだそう。

就職先の農業法人を探す

全国新規就農相談センターのホームページでは、求人をしている農業法人などの情報を提供しています。

ホームページアドレス
<https://www.be-farmer.jp/recruitment/search/>

また、一般社団法人全国農業会議所（全国新規就農相談センター）は職業安定法にもとづく無料職業紹介事業を行っています。



とくに、優秀な人材を全国から広く募集したいという農業法人は、「新・農業人フェア」(裏表紙)などに積極的に参加しています。このフェアでは実際に経営者や採用担当者と対面して、会社の事業内容などを直接聞くことができるため、積極的に参加することをお勧めします。



求められる人材

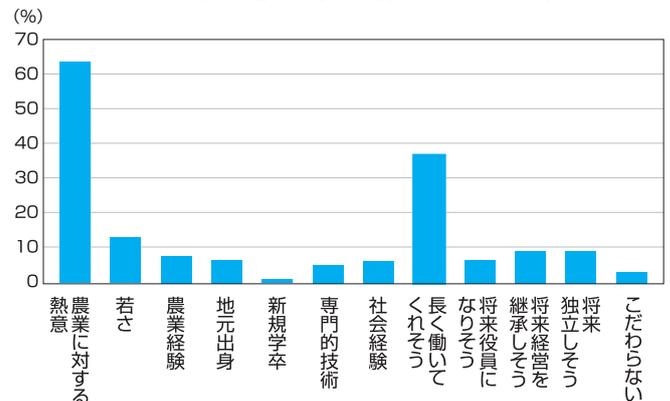
農業法人等の多くが、生産だけでなく加工・販売部門などを取り入れて経営を多角化しています。このため、新製品の企画・開発や販売先の新規開拓などの業務があります。これまで“生産専門”だった農業者にとって、農業以外の産業でこうした企画・販売部門のノウハウを身につけた人たちは重要な人材といえます。

農業経験があるかないかについては、経営者の多くはあまり重要視していないようです。農業経験よりも、農業に対する熱意ややる気、健康・体力面を重視しています。

農業法人等に就職してから何年か後に独立する人もいますが、農業法人の幹部従業員として生産や販売部門の責任者になる人もいます。また、経営の継承者や「右腕」とな

て経営をサポートしてくれる人材を求めている農業法人も少なくありません。

法人経営者が正社員を雇用する際に重視する点(2つまで)



農業法人における雇用に関するアンケート調査結果(2010年)より

農業法人に就職する際の留意事項

特定の農業法人に興味をもち就職を真剣に考えはじめたら、その農業法人の経営現場に実際に足を運ぶことが大切です。農業法人に就職することは、その地域・農村で生活することになります。生活環境に家族全員が満足することが、独立・自営就農の場合と同じように、農業法人への就職を決める場合も大切です。

多くの農業法人が求人の際に、おおむね1～3か月程度の試用期間を定めていますので、雇用を継続するかどうかの目安にはなります。農業法人への就職は、独立・自営就農

に比べてリスクが少ないとはいえ、安易な選択は後悔のもとです。また、採用前の事前体験では、農業インターンシップ制度を活用することも一つの方法です(P8)。

就職(採用)にあたっての約束事は、必ず「雇用契約書」などの書面で行ってください。後々のトラブルを回避するために必要なことです。なお、農業法人は労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金への加入が法律で義務づけられていますので、契約時に確認した方がよいでしょう。

農業法人等による雇用等(雇用就農資金)

雇用就農者の確保・育成を推進するため、49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を令和4年度から実施しています。

一般社団法人全国農業会議所が事業実施主体となっており、事業の詳細は同会議所が設置する全国新規就農相談センターのホームページ(農業をはじめ.jp)よりご確認いただけます。(https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/)

雇用就農資金には以下の3つのタイプがあります。

①雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成します。

(新規雇用就農者一人当たりの助成額:年間最大60万円、期間:最長4年間)

※新規雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の「多様な人材」の場合、年間最大15万円を加算

②新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成します。

(新規雇用就農者一人当たりの助成額:年間最大120万円(3年目以降は年間最大60万円)、期間:最長4年間)

※新規雇用就農者が多様な人材の場合、年間最大15万円を加算

③次世代経営者育成タイプ

農業法人等がその職員等を次世代の経営者として育成していくため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して実施する研修を支援します。

(助成額:年間最大120万円、期間:最長2年間)

※雇用就農資金には、「過去に就農準備資金等で同様の研修を受けていないこと(道府県農業大学校等を除く。)」等のほか様々な事業要件がありますので予め事業実施主体や申請・相談窓口(各都道府県農業会議等)へご確認ください。

研修を経て独立就農するための基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

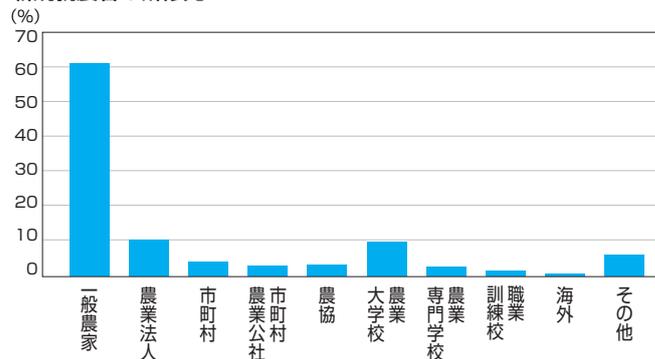
就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

充実した研修を受けよう

独立・自営就農するには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設、⑤住居の5つの要素が必要ですが、就農希望者が5つの要素の全てを自ら準備することは容易ではありません。そこで、農業法人に就職して技術を学びながら農地を探し、資金を工面したり、あるいは市町村が設立した公社などによる研修・助成を受けて独立就農を目指すことが、有効な独立就農方法の一つといえます。

新規就農者の研修先



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

公的な研修を受けて独立就農するには

1

都道府県・市町村・
農業公社など

全国各地のいくつかの都道府県・市町村・農業公社などでは、就農希望者に対して独立就農するための研修を行い、地域農業の新たな担い手を育成しています。研修内容や助成

内容などは様々な形があります。研修地域での就農が前提となることが多いため、就農できる地域、作目が限られています。研修を受けた人が実際に就農できる可能性は高いため、自分の希望する就農スタイルと合致した場合は、非常に魅力的な制度です。募集人数に限りがあるため、こまめに情報をチェックすることをお勧めします。

自治体等の受け入れ支援情報に関するホームページアドレス
https://www.be-farmer.jp/support/municipal_supports/



2

農協出資法人、 第3セクターなど

独立・自営就農を支援する組織には、JAが単独で設立しているもの、JAと町が共同出資しているもの、町と民間企業と地元農家が共同出資しているものなど、様々な形態

があります。これらの組織のほとんどは、単独で就農を目指すよりも高い就農率、定着率となっています。研修内容や雇用形態、住宅、研修修了生の進路などを確認した上で、活用しましょう。

法人就職から独立就農するには

農業法人は、生産技術、販売・加工、経営管理など様々な分野で新しい試みを行っているため、独立・自営就農を目指す人にとって学ぶことがたくさんあります。そのため、いずれ独立・自営就農をしたい人にとっては、まずは農業法人で従業員として働きながら自らの適性を判断するとともに、技術や経営ノウハウを学ぶことが有効です。

農業法人で働くことで、独立・自営就農に向けた人間関係を築くことや、就農可能性のある地域（農地）の紹介を受けることもあります。勤務する農業法人の先輩従業員が独立・自営就農していたり、近隣農家が声をかけてくれる

ことがあるからです。

給料をもらいながら農業をするため、就農資金を調達することも可能となります。

独立・自営就農を支援している農業法人の中には、近隣農家とともにNPO法人を立ち上げて、自社の経営とは分離して就農支援を行っているところもあります。なかには、独立・自営就農者を自社グループの一員として位置づけ、販売面で提携することで独立就農者の経営の安定を支援する法人があり、研修生を受け入れていることがあります。

自ら農業経営を始めるための基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



めざす農業経営のビジョンを明確に

新しく農業を始めるということは、新たに事業を開始するということであり、自分が将来「どこで、どんな農業をやるのか」意思を固めることが大事です。



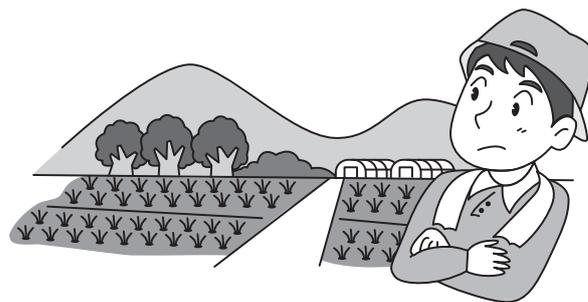
やりたい農業経営のイメージ作り

一概に農業といっても、稲作、野菜、花き、果樹、畜産と作目の幅が広く、しかも、野菜、花きは露地栽培のほか、集約的な施設栽培（水耕栽培等）もあります。さらに栽培方法も農薬や化学肥料を使用する慣行農法のほかに、農薬や化学肥料を使用しない有機農法（考え方によっていろいろなやり方がある）などの独自のやり方もあります。

また、経営のスタイルとして、経営作目を単品に絞る単一経営（専作経営）を採用するか、経営リスクの分散や家族労働力の適正配分、または耕種部門と畜産部門の有機的結合に着目して複数作目を経営する複合経営を採用する方法もあります。

そこで、自分が就農を意識するようになった動機も十分にふまえて、自分がやりたいと頭の中に描いている農業のイメージを固め、窓口での相談などを通じて、

次第に具体化していく必要があります。「どんな農業をやるのか」を具体化したのが営農計画で、一般企業の事業計画にあたります。農産物の販売や簿記記帳も必要になります。



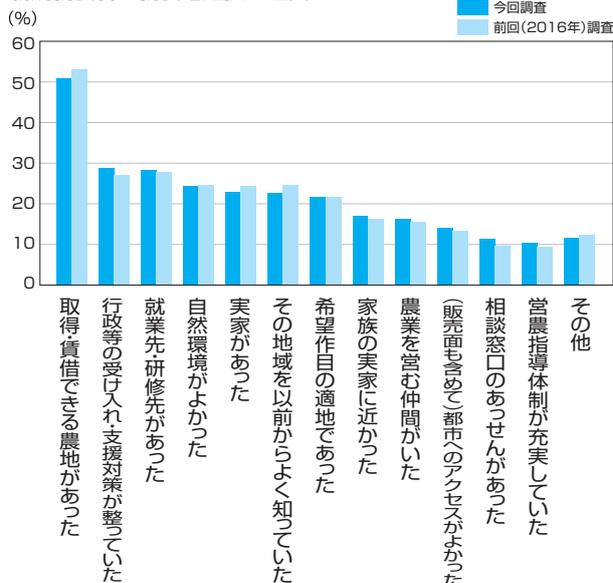
就農地域の選定

就農希望者は、買ったり借りたりする農地があるかないかは別として、ある程度は希望する地域を決める必要があります。その際、作物にはその作物に適した気象条件や土壌条件があることから、「どんな農業をやるのか」「どんな作物を作りたいか」も候補地域を選ぶための重要な要因になります（適地適作）。

希望している作物の主産地では、生産技術の指導体制や生産物の出荷体制が整備されており、初めて農業に取り組む人にとって有利な面が多いと思われます。

また、家族の同意を得るために教育施設や交通の便などの生活条件も考慮する必要があります。

新規就農者の就農地選択の理由



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

農業を始めるのに必要な5つの要素と確保のポイント

新しく農業を始めるには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設が必要となります。また、多くは移住をとまなうため、⑤住宅も見つける必要があります。

農業経営者になることは、事業を新たに起こすこと（起業）と変わりありません。ただし、自然相手の生物生産であることや、生産と生活の現場が一体化して地域社会との関係が特に密接であるなどの特徴があります。

1 技術やノウハウの習得

趣味ではなく職業として農業を営むのであれば、しっかりと農業技術を習得しておく必要があります。

新規就農相談者の多くの方が、農業未経験または体験程度です。現在の農業は科学技

術の進歩により機械力や科学力が活用されていますが、農業生産の基本は生物や自然を相手にするものですから教科書通りにはいきません。出荷するような大きな面積になると、家庭菜園程度の広さでやっていた経験が、全く役に立たないことがあります。しかも、自然条件に左右される農業技術は地域によっても少しずつ異なってきます。

そこで、「作りたい作物や飼いたい家畜」、「就農したい

地域」などイメージが決まったら、栽培・飼養技術や経営管理のやり方を身につける必要があります。

少なくともその作物の“種まきから収穫まで”の1サイクルぐらいの経験は積んでおくことが必要でしょう。

また、「何をやりたいか」が決まっていなくても、体験の意味で研修することもひとつの方法です。

なお、近年は新規就農希望者の目的に応じた様々な研修制度が整備されています。その方法も経費負担が自前か、公的支援を受けるか、その研修期間が短期か長期か、研修内容についても、机の上での学問的なものも含むか、実際に農作業を行う実習中心か、などいろいろです。

また、研修のスタイルとしては、指導農業士など先進的な農家や農業法人で実践を通じて知識・技術を習得する農家研修、道府県立農業大学校や民間の農業教育機関での農業の知識や技術を学ぶ方法などがあります。

2

資金の確保

新しく農業を始める場合、農地の貸借・購入、ハウスや畜舎の建設、トラクターの購入等のほか、種代や肥料代、農薬代など営農するのに資金が必要です。また、現金収入が入るようになるまでの生活資金も必要です。必要な営農資金額は経営作目によって異なりますので、営農計画と生活設計を綿密に立てましょう。

2021年度に全国新規就農相談センターが実施した調査によると、新規就農者が用意した自己資金の平均額は営農

面で281万円、生活資金は170万円となっています。

ところが、実際に営農にかかった金額は755万円と、自己資金を474万円上回っています。できる限り自己資金を活用することが望ましいですが、公的な融資制度を活用するのも有効な方法です(資金確保の支援P27)。融資制度を利用するには一定の資格要件が必要なほか、融資額や信用状況に応じ担保の設定や保証人を求められることがあり、新規参入者にとっては借りにくい場合もあります。

実際に就農した際には不時の出費も多く、自己資金を中心に余裕のある資金計画を十分に練る必要があります。

就農1年目の費用と自己資金(新規参入者)

※平均値を採用 単位:万円

| | | 営農面 | | | | 生活面 自己資金 | 就農1年目 農産物 売上高 | |
|-----------------|--------------|------------|------------|--------------|------------|----------------|---------------|------------|
| | | 機械施設等 A | 種苗肥料 燃料等B | 費用合計 A+B | 自己資金 C | | | 差額 C-(A+B) |
| 新規参入者計 | | 561 | 194 | 755 | 281 | -474 | 170 | 343 |
| 就農後経過 年数 | 1・2年目 | 628 | 202 | 830 | 291 | -540 | 180 | 280 |
| | 3・4年目 | 598 | 209 | 806 | 303 | -503 | 165 | 346 |
| | 5年目以上 | 509 | 192 | 701 | 264 | -436 | 169 | 379 |
| 就農時年齢 | 29歳以下 | 488 | 204 | 692 | 207 | -485 | 100 | 326 |
| | 30~39歳 | 591 | 203 | 794 | 251 | -543 | 162 | 378 |
| | 40~49歳 | 571 | 198 | 769 | 300 | -469 | 198 | 329 |
| | 50~59歳 | 500 | 153 | 653 | 528 | -126 | 310 | 247 |
| | 60歳以上 | 422 | 80 | 502 | 558 | 56 | 136 | 73 |
| 現在の 販売金額 第1位の作目 | 水稲・麦・雑穀類・豆類 | 363 | 126 | 489 | 302 | -187 | 127 | 196 |
| | 露地野菜 | 303 | 128 | 431 | 238 | -193 | 151 | 227 |
| | 施設野菜 | 884 | 252 | 1,136 | 321 | -815 | 186 | 480 |
| | 花き・花木 | 594 | 187 | 781 | 275 | -506 | 127 | 289 |
| | 果樹 | 300 | 119 | 419 | 247 | -171 | 202 | 195 |
| | その他耕種作目 | 411 | 225 | 636 | 302 | -334 | 147 | 314 |
| | 酪農 | 2,811 | 1,091 | 3,903 | 581 | -3,322 | 216 | 2,359 |
| | その他畜産 その他 | 815 446 | 499 252 | 1,314 698 | 270 322 | -1,044 -376 | 115 179 | 590 308 |

新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

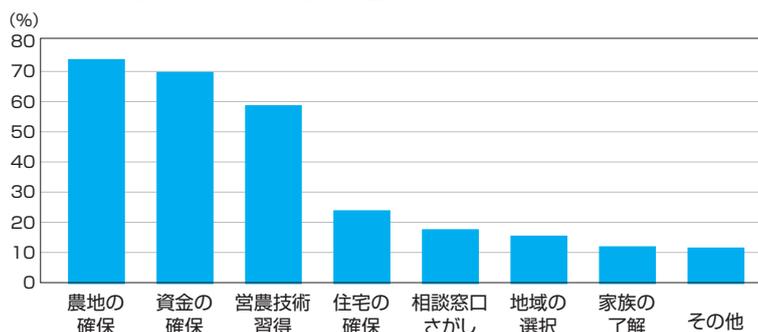
就農時の資金借り入れの状況

単位: %

| | 資金を 借り 入れた | 資金の借り入れ先 | | | | | | | | |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|--------------|------------|
| | | 制度資金 | | | | | 民間資金 | | | |
| | | 青年等 就農資金 | 経営体育成 強化資金 | スーパーL 資金 | 農業近代化 資金 | その他 | 農 協 | 銀行等 金融機関 | その他 | |
| 新規参入者計 | | 51.1 | 70.4 | 6.3 | 5.4 | 5.9 | 4.3 | 19.6 | 7.6 | 7.1 |
| 現在の 販売金額 第1位の作目 | 水稲・麦・雑穀類・豆類 | 37.5 | 56.9 | 6.9 | 5.2 | 3.4 | 8.6 | 19.0 | 19.0 | 12.1 |
| | 露地野菜 | 38.6 | 66.7 | 4.6 | 3.2 | 3.5 | 3.5 | 22.1 | 9.1 | 9.1 |
| | 施設野菜 | 71.6 | 74.1 | 6.1 | 5.3 | 6.9 | 5.1 | 19.3 | 3.9 | 5.1 |
| | 花き・花木 | 55.1 | 63.2 | 7.9 | 7.9 | 10.5 | 0.0 | 21.1 | 10.5 | 13.2 |
| | 果樹 | 41.6 | 71.2 | 7.5 | 4.1 | 6.8 | 1.4 | 19.9 | 7.5 | 6.8 |
| | その他耕種作目 | 39.2 | 57.9 | 5.3 | 0.0 | 5.3 | 0.0 | 15.8 | 26.3 | 15.8 |
| | 酪農 | 93.5 | 74.4 | 15.4 | 23.1 | 5.1 | 12.8 | 17.9 | 2.6 | 2.6 |
| | その他畜産 その他 | 63.1 33.3 | 76.3 70.6 | 7.9 0.0 | 13.2 0.0 | 7.9 0.0 | 2.6 5.9 | 10.5 5.9 | 13.2 17.6 | 2.6 5.9 |

新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

新規就農者が就農時に苦労したこと



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

3

農地の確保

農地は国民・地域の限られた資源であり、最大限に利用されることが重要です。そのため、農地法に基づき、農地の権利（所有・賃借など）を有する者は、農地を農業として適切かつ効率的に利用する

（荒らさず有効利用する）責務が課せられています。

農地を買ったり、借りたりする場合は、所有者と売買・賃借等の契約を結ぶだけでなく、その責務を全うするため、農地法や農地中間管理事業の推進に関する法律など農地に関する法律に基づき、市町村の農業委員会の許可や農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」の都道府県知事の認可（公告）が必要になっています。

許可等の要件は下記のア～エで、新規就農者もこれを満たさなければなりません（ウは法人の場合のみで、要件を満たさない場合は条件付きで借入できますが購入はできません）。どのような農業をするのか（営農計画の提出）、農業の技術、機械や施設はあるのか、周辺の農地利用に悪影響を与えないのか等について確認し、許可、不許可等の判断がなされます。

また、令和5年4月1日より市町村は農業者や新たに就農を目指す者（農業へ新たに参入する企業を含む）等の幅広い関係者による話し合いにより、将来の農業の在り方や農地利用の姿を示した「地域計画」を策定することになっています。このため、新たに就農を目指す者は、農業経営・就農支援センターや市町村等の就農相談窓口へ相談するとともに、こうした話し合いの場へ積極的に参加し、地域と

の信頼関係の構築に努めていただくことで、地域の農業を担う者として位置づけられ、それらの活動が農地の確保に繋がるものと考えます。

就農先で農地を取得するには、自分の目指す農業経営や家族の納得する生活条件などを考慮して就農候補地をいくつか選び、その中で必要な農地面積、日照条件、土壌条件、水利権など、さらに購入する場合は農地価格を十分検討して選定することが望ましいです。

また、実際の取引は相手の人柄をよく知ってからという話をよく聞きます。このため、農地取得の際は、新規就農者の受け入れに積極的な県や市町村の情報を収集するとともに、場合によっては、就農候補地に先に住居を移し、地域における信頼関係を作ることも考えてください。

「eMAFF農地ナビ」では、買ったり借りたりできる農地情報を得ることができます。



農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自営農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

農地の権利移動の要件（買ったり、借りたりするには）

I 通常

- ア** 【全部効率利用要件】 農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うこと
- イ** 【農作業常時従事要件】 個人の場合は農作業に常時従事すること
- ウ** 【農地所有適格法人要件】 法人の場合は農地所有適格法人であること
- エ** 【地域との調和要件】 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと

II 解除条件付き賃借（上記イ、ウを満たさない場合）

上記ア、エを満たすこと

これに加えて、

- オ** 書面による解除条件付きでの契約
- カ** 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- キ** 法人の場合（農地所有適格法人を除く）役員等の1人以上が耕作又は養畜の事業に常時従事すること

注：IIの場合、毎年、利用状況を農業委員会へ報告しなければいけません。適正に利用しない場合、最終的には許可を取り消されることとなります。

4

機械や 施設の確保

現代の農業は一部の有機農業などを除いて、一般的には施設化、機械化しており、新規に農業を始める場合、すべてを一度に揃えようとすると多くの資金を必要とします。稲作の場合、機械整備一式で

最低1,000万円は必要です。畜産の場合は畜舎建設、施設園芸ではハウス建設に相当の投資が必要です。県・市町村によっては、様々な支援を行っている所もあります。

しかし新規就農者の場合、まず農地購入の資金や1年は無収入と想定した場合の生活費の準備などに多くの資金を必要とし、施設や農機具の購入まで資金的に余裕がないのが一般的です。そこで、当初は必要最小限の農機具や施設を手当てし、経営が軌道に乗りはじめてから徐々に装備を充実していくほうが堅実です。中古品やリース、



借り受けなどで対応するのも負担を軽減する方法のひとつです。

また、離農した農家などの農機具、施設を農地や住宅と経営内容をセットで買い取るのもひとつの方法です。全国新規就農相談センターでは、このような第三者への経営継承についても相談にのっています。

5

住宅の確保 その他

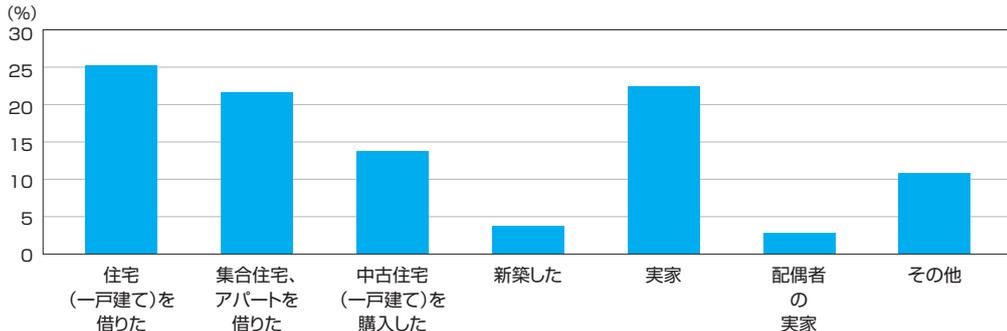
農作物の栽培は、常に自然現象に大きく左右されます。適時、適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ住居の近くに取得農地があることが望ましいといえます。住居は、就農希望先の関係機関・団体や就農のお世話をしてくれた人などを通じて探してもらうのが普通です。なるべく農地と合わせて確保するように、地元の人たちの協力を得ることが大切です。

なお、公的住宅は一定の入居条件がありますし、空き家の場合でも築何十年も経過して傷みがひどく、予想以上に補修費がかさむなどの問題もありますので、借りる場合はまだしも買い取る場合は特に注意が必要です。

また、住宅のほかに学校や病院等の生活関連施設が近くにあるか否かも重要なことです。JOIN（一般社団法人移住・交流推進機構）が運営する「ニッポン移住・交流ナビ」や国土交通省が運営する「全国版空き家・空き地バンク」等から住宅、学校・病院等生活関連施設に関する情報を得ることができます。

また、住宅のほかに学校や病院等の生活関連施設が近くにあるか否かも重要なことです。JOIN（一般社団法人移住・交流推進機構）が運営する「ニッポン移住・交流ナビ」や国土交通省が運営する「全国版空き家・空き地バンク」等から住宅、学校・病院等生活関連施設に関する情報を得ることができます。

住宅の確保状況



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

農村社会について

新しく農業を始めるということは、同時に農村に移り住み、農村社会の一員となるわけですので、農村社会の実情を理解しておくことが大切です。

農村は、長年農業が営まれてきた場所であり、地域の人の同士の付き合いが都市に比べて濃密です。したがって、時として外部からは閉鎖的な社会に見えることもあります。農業を始めるとは地域に溶け込み、村の人たちと深く親しく付き合うことが必要です。

例えば農村では、農業用水や農道の利用・管理にともなう共同作業など直接営農に関わることや、農村の伝統行事や習慣などにも参加・協力しなければならないことが少な

くありません。そういった行事などに参加することで、村人とふれあい、情報交換をしながら農村社会にうまく溶け込むことができるのです。

また、その地域内で、農業に限らず何でも腹を割って相談できる人を確保しておくことも重要です。

そのほか、就農前の研修期間中から地元の農家と積極的につきあうことで、実際の就農がスムーズに進むと考えられます。

要は、就農先にできるだけ多くの知り合いをつくっていくことが重要です。

参考 新規就農 野菜作・果樹作・花き作ごとのポイント

野菜

■野菜作経営の現状は

- 野菜作は労働集約的作物（小面積栽培が可能）。
- 作目の選択とともに栽培適地の選択が必要。
- 露地栽培と施設栽培があります。
- 気候によって価格変動が激しい。
- 生鮮用と加工用の栽培・販売があります。

■野菜作の農作業体系は？

野菜作は小面積で生計を立てることもできる反面、労働時間が長時間にわたるものが多い。野菜作経営は収益性を検討する際に面積と労働力の確保が重要となってきます。

■野菜作の経営概況は？

露地野菜に比べて施設野菜が高い水準にあります。露地野菜が根菜類・葉茎類が中心なのに対して、施設野菜は果菜類が中心で収穫が長期間で多収だからといえます。しかも単価が高いとも考えられます。

農林水産省の農業経営統計調査「令和4年 全農業経営体の農業経営収支」によると、露地野菜作経営（全国平均）の1経営体当たり農業粗収益は1,165万円、農業所得は218万円。施設野菜作経営（全国平均）の

1経営体当たり農業粗収益は1,796万円、農業所得は331万円となっています。

■野菜作経営のポイント

- 野菜作は地域を選択する＝適地での栽培。
- 労働力の確保と年間収入をどの程度に設定するかで農地面積が決まります。
- 公的データはプロ農家のものであり、新規就農の場合は栽培技術水準と労働力を計算して（減じて）面積を決めます。
- トラクターや耕運機と軽トラックは必需。
- 水道・電気のある「作業場」を確保しましょう。
- 施設導入はまず自己資金と補助金を確認。レンタルなども行っている地域もあります。

■野菜作で新規就農する場合の現実的な対応

- 研修などを活用して野菜の栽培技術を習得。
- 作目の選択と地域を決めます。
- 地域での栽培状況などをよく観察して栽培作物の組み合わせや技術の習得・向上を目指します。
- 家族労働などの労働力を確保して経営開始。
- 直接販売は栽培する労働力と荷作りなど同等の労働

力が必要となります。

果樹

■果樹作経営の現状は

- 永年作物であり収穫まで年限を要します。
- 気候の影響を受けやすい。
- 市場流通が基本だが、高品質のものは直販が多い。
- ジュースなどの加工用途もあるが、価格が低い。
- 観光果樹などへの業態の展開も可能。
- 品目ごとに栽培技術が異なるため専門的に栽培する経営が多い。

■果樹作の経営概況は？

果樹作で生計を立てるには、ある程度の面積と専門技術が必要となります。例えば、ミカンやリンゴで露地栽培を行う場合は2ha程度は必要です。またミカンの場合、土地条件も西南暖地など水はけのよい所ないと品質のよいミカンは栽培できません。

農林水産省の農業経営統計調査「令和4年 全農業経営体の農業経営収支」によると、果樹作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は793万円、農業所得は214万円となっています。

■果樹作で新規就農する場合の現実的な対応

- 技術習得のための研修・実習を実施。
- 全く最初からの栽培では多額の投資をとまなう(収穫まで数年を要します)。
- 果樹作物の栽培地域での新規就農者の募集を活用することも検討。
- 最初から栽培する場合、小面積での栽培で経験と技術を積み、徐々に規模拡大していくのが妥当であるが一定の資金は必要となります。

花き

■花き作経営の現状は

- 労働集約型で多量少量生産。
- 市場流通が基本。
- 価格が景気に左右されやすい。
- 流行などの情報に敏感。
- 施設栽培の進展により品質競争が激しい。
- 安価な輸入品が増加傾向にあります。
- 高級品と家庭用との二極化が進展。

■花き作の農作業体系は？

花き栽培農家は施設栽培と露地栽培の両方を行っている場合が多い。花きは一般的に20~30aの小面積で生計を立てることもできる反面、野菜と同じように労働時間が長時間にわたるものが多い。

■花き作の経営概況は？

施設栽培が所得の上位を占めていますが、安定した生産を行うための加温施設にした場合などでは多額の投資が必要となります。

農林水産省の農業経営統計調査「令和4年 全農業経営体の農業経営収支」によると、露地花き作経営(全

国平均)の1経営体当たり農業粗収益は900万円、農業所得は171万円となっています。施設花き作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は2,297万円、農業所得は405万円となっています。

■花き作経営のポイント

- 価格を左右する高品質の技術習得が必須。
- 労働力の確保。
- 施設導入に係る経費の準備。
- 種類にもよるが「作業場」の確保。

■花き作で新規就農する場合の現実的な対応

- 先進農家での研修で技術や経営ノウハウを習得することが肝要。
- 花き栽培の農業法人に就職することも選択のひとつ(技術・経営の習得)。
- 家族労働を基本として労働力を確保します。
- 市場動向から流行のトレンドまで多角的な情報収集力を身につける必要があります。

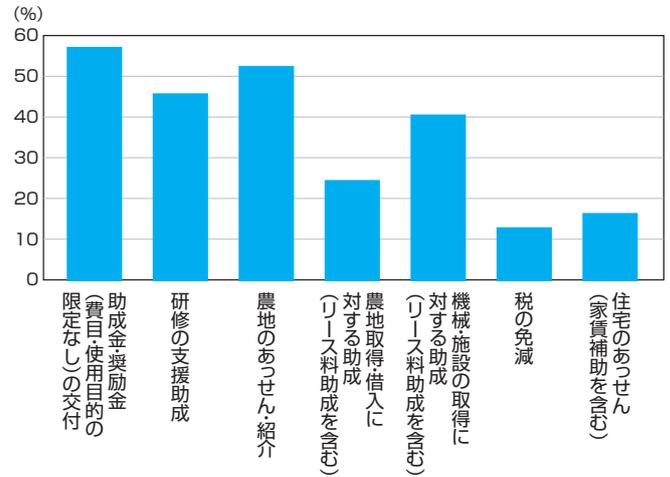
自治体による新規就農支援の利用

都道府県・市町村段階の支援の主な内容は、実際に就農するまでの研修の支援・助成、農地の借り入れにともなう賃貸料の助成、農地取得費の助成、農地・施設の取得にともなう固定資産税等の税負担の減免、機械・施設のリース料助成、低利資金の貸付および制度資金等への利子補給、家賃などの助成、費用・使用目的を限定しない助成金の交付、などとなっています。

就農先を検討する場合、県・市町村の支援措置の内容だけを比較検討するのではなく、あくまでも、自分の目指す経営像などを基本に、複数の就農候補地から最終就農地を決定する際の判断材料のひとつとして支援措置を考慮することが望ましいといえます。

県・市町村の支援措置は、その趣旨および内容をよく吟味して、自分の新規就農イメージの具体化に向けて主体的かつ有効に活用することが大切です。

新規就農者が利用した公的機関の支援措置



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

就農後の留意事項

サラリーマンなどから新しく個人事業主として農業を始められる方は、次の点に留意してください。

- ◆ サラリーマンのときには、税金・福利厚生費は給与から一括して差し引かれていましたが、就農後は市町村民税・国民健康保険料について、前年度の所得額などに応じて課税されることになります。
- ◆ これまでの厚生年金にかわって、農業経営者など自営業者の加入する「国民年金」は満20歳以上の者すべてが対象になります。さらに、「農業者年金」にも加入することができます。「認定新規就農者」が農業者年金に加入する場合、その保険料(掛け金)に特別の助成を受けることができますので、市町村の農業委員会に相談してください。

知っておきたい主な農業関係の組織

市町村農業委員会・都道府県農業会議・全国農業会議所

市町村役場の中に**農業委員会**があります。農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置されている行政委員会です。農業委員会では、農地法の許認可などの仕事に加えて、本気で農業をしようとする人へ農地をあっせんするなど、地域の農業生産の担い手を育てることに力を入れています。

新規就農を希望する人が農地を取得するには、最終的には農業委員会に行く必要がありますので、あらか

じめいろいろと相談しておくほうがよいでしょう。

都道府県農業会議とは、「農業委員会等に関する法律」に基づき、**全国農業会議所**とともに、「農業委員会ネットワーク機構」として指定されている一般社団法人です。主な業務として、農業委員会の活動支援、農地に関する情報の収集・提供、農業への新規参入者への支援、農業経営者や農業法人等の経営支援や組織活動のサポート、雇用就農資金の受付窓口を担っていま

す。また、都道府県新規就農相談窓口として新規就農に関する相談窓口としても活動しているところがあり、農業

法人等の求人情報や新規就農のための研修情報などの発信も行っています。

農業協同組合（農協、JAは愛称）

各市町村にあるJAやその支所は、農業経営や農村で生活するうえで重要な役割を果たしています。

JAには、農業全般についての事業を行う総合農協と、畜産や園芸など農業の中でも一部特化した専門農協があり、その上に全国段階の連合会があります（都道府県段階には、事業本部や連合会があります）。農業者の多くが加入しているのは総合農協で、通常、農協という場合、この総合農協をいいます。JAは、組合員

を相手に農業資材・生活物資のあっせん、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸し出し、貯金の引き受け、保険など組合員の営農・生活全般に関わる幅広い事業を行っています。

また、特に各種制度資金を借り入れる場合はJAが主な窓口となり、制度資金ではまかなえない営農資金などもJAが貸してくれます。

普及指導センター（旧農業改良普及センター）

普及指導センターは都道府県の出先機関で、農業の専門技術者（普及指導員）が配属されています。

普及指導センターには就農相談窓口が設けられている場合があり、新規就農希望者に対して就農関連情報の提供、研修先の紹介や制度資金の活用などの相談に

応じています。新規就農にあたっての営農計画の作成において協力を得ましょう。また、新規就農者のための制度資金の相談もできます。

さらに、就農後も経営の発展段階に応じた支援活動を行っています。

農地中間管理機構

農地中間管理機構は、農地を貸したい人（リタイアする人など）から農地を借り受け、必要に応じて、大区画化などの条件整備を行い、まとまった使いやすい形で農業の担い手に貸付け（転貸）を行う公的機関です。

全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間受け皿」であり、貸し手は安心して貸すことができ、農

地を借りたい人は、まとまった使いやすい農地を借りられることにより、より効率的に農産物を生産することができます。

各都道府県の農業会議・農業公社等に設置されています。

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は100パーセント政府出資の政策金融機関です。農林水産事業を事業の柱の一つに位置付け、融資や経営支援サービスを展開しています。農林水産業には、「天候などの影響を受けやすく収益が不安定」「投資回収に長期間を要する」といった特性があり、これらを考慮した長期の資金を供給するほか、国産農林水産物の安定供給、付加価値向上に寄与する食品産業を支援しています。融資制度には、認定新規就農者を対象とした青年等就農資金（P28、29）や、認定

農業者を対象としたスーパーL資金などがあり、農業者は低利または無利子で設備投資資金などを調達することができます。また、自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落などによる経営悪化時に機動的なサポートを行う農林漁業セーフティネット資金も整備して経営リスクの低減を支えています。経営支援サービスでは、農・林・水産各分野の経営アドバイザーが経営全般に関するさまざまな相談に応えるほか、商談会によるビジネスマッチングなどに取り組んでいます。

就農を支援するさまざまな仕組み

- 新規就農時に機械・施設等の導入の資金を借りたい・・・青年等就農資金【P28～29】
- 研修中の所得を確保したい、経営を初めて間もない時期の所得を確保したい
.....就農準備資金・経営開始資金【P30～31】
- 新規就農時に機械・施設等を導入したい経営発展支援事業【P32】
- 万一の収入減少・園芸施設の損害等に備えたい
.....農業保険(収入保険・農業共済)【P33～35】

農業技術習得の支援

新しく農業をはじめるとあっては、作物の栽培技術や家畜の飼養技術、経営管理の知識など多くのことを学ぶ必要があります。また、技術や知識を身につけることは、「作りたい作物」、「飼いたい家畜」、「就農したい地域」などのやりたい農業のイメージづくりにも

役立ちます。

近年は、新規就農希望者が必要な技術や知識を習得するための学校が数多く用意されています。就農準備校では、農業以外の職場に勤めながら、農業の初歩的知識や技術の習得、体験ができます。また、作業体験

学校で学ぶ

全国41道府県に設置されている道府県立農業大学校や、民間の農業教育機関で地域に根ざした実践的な農業を学ぶことができます。高校卒業程度を対象とした2年間の実践的研修教育コース、短大卒業生などを対象とした1年間または2年間のより高度な研修教育コース、就農希望者・農業者を対象とした短期研修コースや夜間講座を開設しています。

- 参考：農林水産省 農業大学校等のご案内

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/kyoiku_syoukai.html

酪農ヘルパーになる

酪農は生き物が相手の仕事なので年中無休です。酪農家が休みをとる際に活躍するのが酪農ヘルパーで、酪農家の代わりに搾乳や飼料給与などの作業を行います。中には独立就農のために働く人もいます。酪農ヘルパー全国協会では、酪農ヘルパーになるための相談、酪農体験実習、酪農ヘルパーからの就農希望の相談などを行っています。

- 参考：一般社団法人酪農ヘルパー全国協会

<http://d-helper.lin.gr.jp/>

TEL : 03-5577-5135

やボランティアができる場所が首都圏など主要都市圏に開設されています。専門的な技術を習得するための学校としては、道府県立農業大学校や民間の農業教育機関があります。

学校ではなく、農業法人で学ぶ方法もあります。全国各地約250の農業法人では、2日～6週間程度の就業体験を行う農業インターンシップを受け入れています(P8)。また、就農希望者のための研修コースを用意している農業法人も増えてきました。

農業法人だけでなく、個人の農家でも研修生を受け入れているところがあります。また、市町村においても、就農希望者の研修と地域への円滑な就農へ誘導する現地実践研修農場を設置しているところが増えてきています。

さらに、就農前の研修場所の相談・あっせん、就農時の資金・営農計画、就農後の技術・経営指導等については、普及指導センターが、市町村やJA等関係機関と連携してサポートしています。

農地等確保の支援

農業をはじめするには、一般的には農地が必要です。農地を買ったり、借りたりするには農地に関する法律に基づき、市町村の農業委員会の許可等が必要になります(P19参照)。農地は農家の生産手段であると同時に財産でもあるため、自ら借り入れ先を探して交渉することは容易ではありません。

そのため、農業委員会や農業協同組合(JA)で農地の借り入れ等について、紹介やあっせんを受けることができます。農地の借り入れ等を希望する市町村の農業委員会やJAにご相談ください。

都道府県知事が指定する農地中間管理機構(農地バンク)が農地を貸したい人から借り受け、まとまった形

で貸し付ける仕組み(農地中間管理事業)もあります。

詳しくは、農地中間管理機構(都道府県農業公社など)にご相談ください。

農地を購入する場合はまとまった資金が必要となることもあります。認定新規就農者(P28参照)であれば、借入額1,000万円以下で償還期限25年以内(据置期間5年以内)の経営体育成強化資金(取扱:日本政策金融公庫)を利用できます。この資金は農産物の生産、加工、販売等に必要な施設や機械等も対象となります。詳しくは農地の購入等を希望する市町村(認定新規就農担当窓口)、都道府県普及指導センター、都道府県青年農業者等育成センターのほか、JAや銀行にご相談ください。

資金確保の支援

新規就農者の定着促進に向けた制度資金として、平成26年度から「青年等就農資金」がスタートしました。この資金は、農業経営の開始に必要な機械や施設の取得等(農地等の取得は除く)のために、無利子で貸付を

行うものです。貸付主体は、株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)です。

青年等就農資金を借りるには、市町村から青年等就農計画の認定を受ける必要があります。

青年等就農計画制度

青年等就農計画とは、これから農業を始めようとする方が自らの農業経営に関する目標や必要となる施設・機械等についてまとめた就農に関する計画で

す。青年等就農計画制度は、この計画の認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して、資金や農地集積に関して重点的に支援するというものです。

1. 対象者

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等

- ・ 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・ 知識・技能を有する者（65歳未満）
- ・ 上記の者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く。（認定農業者とは、生産規模の拡大や経営管理の合理化などについて記載した農業経営改善計画を作成し、市町村等から認定を受けた者）

2. 青年等就農計画の認定要件

- ・ その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ・ その計画が達成される見込みが確実であること 等

3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 経営発展支援事業
- ・ 経営開始資金
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策） 等

青年等就農計画の認定の流れ

① 青年等就農計画を作成し、市町村へ提出



② 市町村が基本構想に照らして同計画を審査



③ 市町村から当該計画申請者へ認定を通知



④ 認定新規就農者となる（市町村、都道府県等関係機関により、計画達成をフォローアップ）

青年等就農資金

1. 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）

2. 資金の使い道

- ・ 施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の生産、流通、加工施設や販売施設も対象となる。

- ・ 果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となる。

- ・ 借地料等

農地の借地料や施設・機械のリース料等。

※農地の取得費用は対象外。

• その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となる。

3. 融資条件

- 借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- 貸付利率：無利子
- 償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保等：実質無担保・無保証人

4. 資金の利用イメージ

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。

普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。

青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。

(計画1年目) ハウス20aの建設、経営開始に必要な資材代等

(計画3年目) ハウス10aの増設、規模拡大に必要な資材代等

(計画5年目) イチゴ直売所の設置

⋮

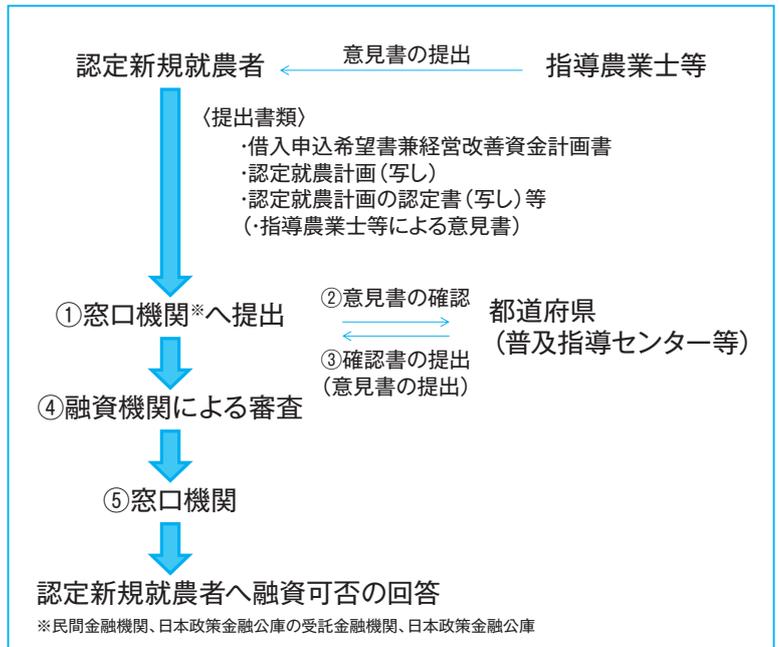
(計画期間満了後) 認定農業者となり、更なる経営発展を目指す ← スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）、スーパーS資金（農業経営改善促進資金）等を利用

※スーパーL資金については日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫まで、スーパーS資金については農協等民間金融機関まで、制度については農林水産省経営局金融調整課もしくは各都道府県の担当部局までお問い合わせください。（電話番号は下表参照）

その他の認定新規就農者を対象とした主な資金の種類と融資条件

| | 融資限度額 | 利率 融資対象 | 返済期間 | 問い合わせ先 |
|---------------------------|---|---|--|--|
| 農業近代化資金 (認定新規就農者の場合) | 個人：1,800万円 (知事特認2億円) 法人・団体：2億円 *融資率：事業費の80%以内 | 1.20% ** 施設・農機具資金、 長期運転資金 | 原則17年以内 うち据置期間5年以内 | 農協等民間金融機関 農林水産省 経営局 金融調整課 TEL：03-6744-2165 もしくは各都道府県の担当部局 |
| 経営体育成強化資金 (認定新規就農者の場合) | 個人：1億5,000万円 法人：5億円 *融資率：事業費の80%以内 青年等就農計画に従って 行う借入額1,000万円以下の 農地等の取得は100% | 1.20% ** 農地等取得資金、 施設・農機具資金、 長期運転資金 | 25年以内 うち据置期間3年以内 *青年等就農計画に従って行う 借入額1,000万円以下の農 地等の取得は5年以内 *果樹の新植等は10年以内 | 日本政策金融公庫 (事業資金相談ダイヤル) TEL：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 TEL：098-941-1840 |

** 利率は、2024年5月20日現在。利率は、市場金利に応じて変動します。ご利用を検討される場合は最寄りの農協等民間金融機関で最新時点のものをお確かめください。



農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

就農準備資金・経営開始資金

「就農準備資金」は、道府県農業大学校や先進農家などで研修を受ける場合、研修期間中に月12.5万円（年間最大150万円）を最長2年間交付します。

「経営開始資金」は、市町村が作成する「目標地図」等に位置づけられた（見込みを含む）認定新規就農者に月12.5万円（年間最大150万円）を最長3年間交付します。

就農準備資金の主な交付要件

1. 就農予定時の年齢が、原則49歳以下であること
 2. 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - ・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること
 - ・親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農し、認定農業者又は認定新規就農者になること
 3. 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること
 4. 常勤の雇用契約を締結していないこと
 5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
 6. 申請時の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること
 7. 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること
- ※国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長することができます

※過去に雇用就農資金等で研修を行っていた場合は、予め交付主体となっている都道府県等へご確認・お問い合わせください

返還を要する場合

- ・研修計画に則して適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合
- ・研修終了後1年以内に就農しなかった場合
- ・交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合 等

詳細については、交付主体となっている都道府県等にお問い合わせください

■ 経営開始資金の主な交付要件

1. 就農時の年齢が、原則 49 歳以下の認定新規就農者であること
 2. 独立・自営就農であること
 - ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
 - ・ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
 3. 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること
 4. 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）、「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
 5. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、雇用就農資金（農の雇用事業）による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
 6. 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則 600 万円以下であること
- ※園芸施設共済の引受対象となる施設を有する場合は園芸施設共済等に加入していること（見込みも可）

■ 交付対象の特例

- ・ 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて 1.5 人分を交付する
- ・ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに年間最大 150 万円を交付する

■ 返還を要する場合

- ・ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合
- ・ 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていない場合 等

詳細については、交付主体となっている市町村にお問い合わせください

経営発展支援事業

就農後の経営発展のために都道府県が機械・施設の導入等を支援する場合、都道府県支援分の2倍（国の補助上限1/2）を国が支援します。

経営発展支援事業の主な交付要件

1. 就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であること
2. 令和5年度又は令和6年度中に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農であること
 - ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
 - ・ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
3. 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村に認められること
4. 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）、「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
5. 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること（青年等就農資金を活用可）

助成対象

助成の対象となる事業内容は①～③の取組であって、自らの経営においてそれらを使用するものであること

①機械・施設等の取得、改良又はリース ②家畜の導入、果樹・茶の新植・改植 ③農地等の造成、改良または復旧

- ・ 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること
- ・ 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること
また、中古機械及び中古施設にあつては、中古耐用年数が2年以上のものであること
- ・ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと
- ・ 事業の対象となる機械等は、あらかじめ立てた計画の成果目標に直結するものであること
- ・ 事業の対象となる機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること

助成額

支援額：補助対象事業費上限1,000万円
（経営開始資金の交付対象者は上限500万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

※1 夫婦ともに就農する場合は、補助対象事業費上限が1.5倍になります。

※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、補助対象事業費上限は次のいずれか低い額となります。

- ① 2,000万円
- ② 経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でない者は1,000万円（夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額）として合算した額

詳細については、事業実施主体となっている市町村にお問い合わせください

農業保険 (収入保険・農業共済)

収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者 (個人・法人)

※保険期間の前年1年分の青色申告 (簡易な方式を含む) 実績があれば加入できます。

※収入保険と、農業共済、ナラン対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱いについては、令和6年からの新規加入者は、2年間 (令和4年、5年加入者は3年間) の同時利用を可能とし、令和7年以降の新規加入者には適用しないこととします。

(3) 補填の仕組み

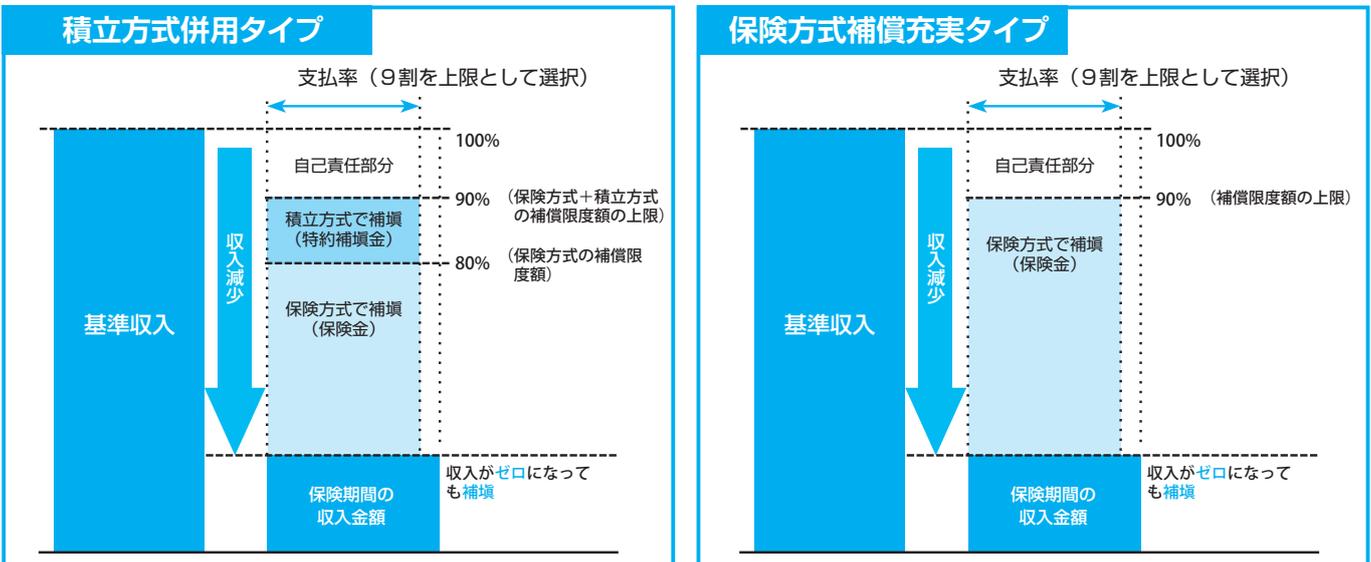
○保険期間の収入が**基準収入の9割** (5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限) を下回った場合に、下回った額の**9割**を上限として補填します。

※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入 (5中5) を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。



●基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

農業保険 (収入保険・農業共済)

(4) 保険料、積立金等

○農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入(補償限度80%)の場合1.179% (国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変動します。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

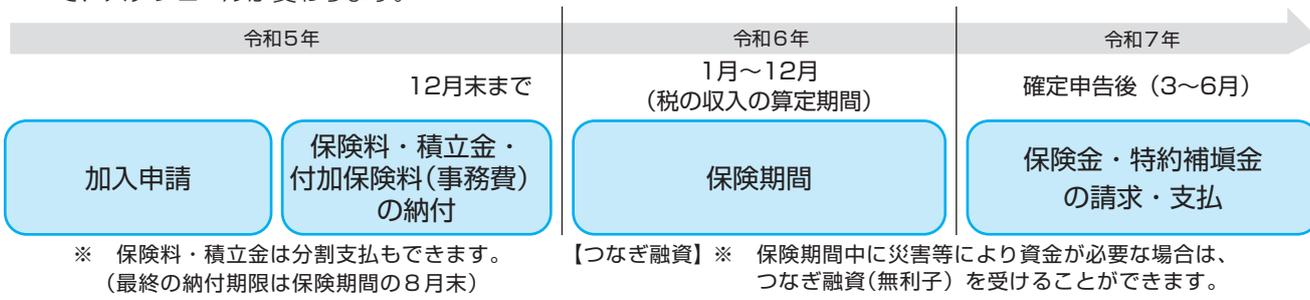
| 積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%) | | 保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%) | |
|---------------------------------------|---------------|---------------------------------|---------------|
| 保険料 | 8.5万円 | 保険料 | 17.7万円 |
| 積立金 | 22.5万円 | 積立金 | — |
| 付加保険料(事務費) | 2.2万円 | 付加保険料(事務費) | 2.2万円 |
| 合計 | 33.2万円 | 合計 | 19.9万円 |

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

加入・支払等手続きのスケジュール

※保険期間が令和6年1月~12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課(03-6744-7147)へお問い合わせください。

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

近年、自然災害(台風・大雪)等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。こうした中、農林水産省では農業者が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP(事業継続計画)」フォーマットを作成しました。(令和3年1月公表)

今回作成した「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」では、平時からのリスクに対する備えや台風等の自然災害への直前の備えをチェックリスト形式で確認することができます。また、「農業版BCP(事業継続計画)」は、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるものです。

農業版BCPの策定は、決して難しいものではなく、各々の具体的な取組については、既に経験として備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し改善にも繋がります。

チェックリスト、農業版BCPは、農林水産省ホームページに掲載しています。

■ 参考：農林水産省 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

■ https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

農業共済

○自然災害で作物の収穫量が減少したり、園芸施設に損害が出た場合や家畜が死亡したり、診療を受けた場合の補償をします。

○以下の作物を栽培、家畜を飼養、園芸施設を所有又は管理している農業者が加入できます。

| 農業共済の種類 | 対象となる作物等 |
|---------|--|
| 農作物共済 | 水稻、陸稲、麦 |
| 果樹共済 | うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ※、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル |
| 畑作物共済 | ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、茶(一番茶)、そば、蚕繭 |
| 家畜共済 | 牛、馬、豚 |
| 園芸施設共済 | ガラス温室、ビニールハウス等の園芸施設 |

※指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平をいいます。

※補償内容は以下の通りです。

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済】

自然災害(風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害)、火災、病虫害及び鳥獣害により**収穫量が減少した場合**、**果樹の樹体が損傷した場合**に共済金が支払われます。

【家畜共済】

家畜が**死亡・廃用となった場合**、**疾病や傷害の診療を受けた場合**に共済金が支払われます。

【園芸施設共済】

自然災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触並びに鳥獣害により、**園芸施設が損害を受けた場合**に共済金が支払われます。

※農業者の選択により、附帯施設、復旧費用、撤去費用、施設内農作物(病虫害による損害も含む)の補償を追加することができます。

○加入者の負担を軽減するため、**掛金の原則50%を国が負担します**。

また、自動車保険と同様に、**共済金の受取実績に応じて、翌年の掛金率が変動**します。

○これらの他、農業共済組合では、自主的事業として、農機具や倉庫内の農産物(米、麦、大豆、りんご等)に損害が出た場合に補償する任意共済を実施しています。

【お問い合わせ先】

最寄りの農業共済組合

全国新規就農相談センターの活動内容

全国新規就農相談センターでは、新規就農に関する様々な支援活動を行っています。大きく分けると、①日常の相談活動・情報提供、②体験活動への支援、③農業法人への就職支援です。①日常の相談活動・情報提供は、就農希望者の円滑な就農（後継者不在の農業経営の第三者継承を含む）に向けたオンライン・対面等による相談、手軽に豊富な情報が得られるホームページの開設や、就農相談関連資料の作成により、情報を発信しています。また2020年から、実際に新規就農した方等をゲストに、就農までの道のりや成功のポイントについて何う就農セミナーを開催しています。②体験活動は、農業法人での体験と、学校での体験を用意しています（P8～9）。③農業法人への就職支

援は、農業法人等の求人情報の収集および発信、「新・農業人フェア」の紹介のほか、無料職業紹介所としても活動しています。



■各支援内容への問い合わせ先

全国新規就農相談センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル2階 一般社団法人全国農業会議所内
TEL: 03-6910-1133 FAX: 03-3261-5131 URL: <https://www.be-farmer.jp>

〈新規就農相談活動〉

ベテランの就農相談員による個別の就農相談（予約が必要）、新規就農相談会・農業法人合同会社説明会などを行う「新・農業人フェア」の紹介、就農相談の基礎資料となる「自治体等による新規就農支援情報」などの公開、農業法人等による求人情報の収集・発信などを行っています。

全国新規就農相談センターでは、就農にあたって必要となる制度・事業などの紹介や求人・研修情報などを満載したホームページを開設しています。年間150万件以上のア

クセスがあり、多くの方が活用しています。また、新規就農者の受け入れを希望する農業法人も活用しており、就農情報だけにとどまらず、農業経営者向けの情報も充実しています。

多くの都道府県新規就農相談窓口（P44、45）でもホームページを開設しており、各県の農業概要や新規就農の支援措置が紹介されています。



就農相談員によるメール相談

紹介する「メール相談」は、全国新規就農相談センターに寄せられた電子メールでの相談に対して、相談員が実際に回答したものです。なお、掲載にあたっては、回答の一部を割愛したり表現を変えるなど編集しています。(文責 編集者)



農業を始めようとする場合、
どんな心構えが要りますか？

**強い意欲と情熱。
起業マインドを持つことです。**

A

まずは、農業や農村にいろんな夢やあこがれを持つことが大切です。そして、実際に農業を始めようとする場合は、「夢を現実のものにするぞ!」という強い意欲と情熱が欠かせません。例えば、成長産業の一つとして注目を集めている農業の分野で、「立派な経営者になってやるぞ!」という起業マインドが必要となります。

最新の新規就農者のアンケート結果(「新規就農者の就農実態に関する調査・2021年」)を見ると、「農業が好きだから」

「自然や動物が好きだから」といった自然・環境志向の理由が56%、「自ら経営の采配を振れるから」が52%、「農業はやり方次第でもうかるから」が35%を占めるなど、農業経営者としての裁量や経済面での可能性に着目する新規就農者が増えてきています。

農村の現場でも、強い意欲と情熱をもとに、経営能力を磨きながら営農を続け、農村に定着してくれることを望んでいます。



農業を始める前に、農作業や農村生活を
体験した方がよいですか？

**非常に大切なことです。
ぜひ体験してみてください。**

A

農業や農村生活の経験がまったくない人が新しく就農しようとする場合、その前に、作りたい作物・飼いたい動物に実際に触れて、栽培や飼育を体験してみたり、農村生活を体験しておくことは非常に大切なことです。

なかでも特に、技術的な面での経験を、ある程度は積んでおく必要があるでしょう。それには、高校・大学など農業

関係の学校で教育を受ける方法が考えられますが、農家に入って実習するののも一つの方法です。

親類縁者に農家がいればよいのですが、いない場合には、お住まいの都道府県の新規就農相談窓口(都道府県農業経営・就農支援センター)(P44・45)などにお問い合わせください。



農業をやりたいと思っているのですが、
何を作ったらいいのか悩んでいます。
どうやって決めたらよいのですか？

**野菜・果樹が一般的で、
農地の面積などから絞り込みます。**

A

まずは野菜、花き、果樹、米など、どんな作物に興味や関心があるのかを絞ったうえで、その作物を選択した場合の栽培方法として、慣行の農業に取り組むのか、それとも有機農業に取り組むかなどを決めてみてはどうでしょうか。

次に農地について考えます。新しく農業経営を始める場合は、取得できる農地面積が限られてきます。また、家族など農業で働ける労働力の人数も限られます。そのため、取得できる農地面積と農業で働ける労働力の人数を考えな

がら、その作物の10アール当たりの農業所得の水準をにらんで選んでいくことになります。

新規就農者の場合、一般的に小さな経営面積でも、面積当たり農業所得の多い労働集約的な作物を選ぶことになります。実際、新規参入者の多くは、小さな経営面積でも所得が高くなる野菜・果樹といった園芸作物を経営作物に選んでいます。



就農前の研修先の選び方と研修は
どれくらいの期間が必要ですか？

**研修先は一般農家・農業法人。
研修期間は1年以上2年未満。**

A

最新の新規就農者のアンケート結果（「新規就農者の就農実態に関する調査・2021年」）を見ると、就農前の農業研修は、「実践的な経営技術が学べる」「希望作目の研修ができる」農家・農業法人が7割を占めています。そのほかの研修先としては、農業大学校（9%）、市町村・市町村公社・農協（11%）などです。

就農前の農業研修を実際に行った期間は、「1年以上2年未満」（47%）が最も多く、次いで「2年以上3年未満」（21%）です。新規就農者が必要と考えている農業研修の期間は、「1年以上2年未満」（51%）が最も多く、次いで

「2年以上3年未満」（22%）です。概ね実際の研修期間と必要な研修期間が合致しています。

就農前の農業研修は、一般的に言えば、少なくとも2年前後は必要です。1作物について、〈播種―定植―栽培管理―収穫〉という1サイクルを通した実践的な研修が必要だからです。研修期間を1年とすると、1年1作の稲作や施設トマトなどでは作物の1サイクルの途中から研修に入る場合があり、1サイクルを通した研修ができなくなる場合があります。農業技術研修は2年と考える方がいいでしょう。

Q

農業法人での就職を考えていますが、農業で働く場合取得しておいた方がいい資格はありますか。また、資格を取ることは就農において有利になるのでしょうか。

マニュアル車の免許があると選択肢が広がる。

A

農業で働く場合取得しておいた方がいい資格はあるかということにつきましては、酪農の場合、人工授精士の資格があった方がいいと言われていますが、耕種作物の場合、しいて言えば、車の運転免許（オートマ限定ではなくマニュアル車）は必須だと言えます。農業法人によっては、トラクターが運転できる「大型特殊（農耕用）」や「けん引自動車運転免許（農耕用）」を求めているケースも見受けられます。

農業関連の資格はそのほか「農業機械士」、「毒物劇薬取

扱者資格（一般、農業用品目）」、「危険物取扱者資格（乙種4類）」などいろいろありますが、農業法人が求人募集をかける場合、マニュアル車の運転免許を持っていることが前提になっていることが多いです。

また、農業についての知識を高めたいのであれば、全国農業会議所が事務局として実施している「日本農業技術検定」（<https://www.nca.or.jp/support/general/kentei/>）の受験をお勧めします。

Q

有機農業に興味がありますが、未経験なので不安です。まずは有機農業を体験できるところがありますか？

就農相談会等で相談 or ウェブサイトで探す。

A

ウェブサイト「有機農業をはじめよう!」にも研修先情報が掲載されています。希望にあった研修先を探し、直接尋ねてみることをお勧めします（<https://yuki-hajimeru.net/>）。

有機農業についての相談窓口は40ページの「有機農業相談窓口一覧」をご確認下さい。

「どこに相談したらいいかも分からない」、「有機農業についてまず質問してみたい」などの方は、有機農業参入全国相談窓口にお問い合わせ下さい。



全国新規就農相談センター

有機農業相談窓口一覧

提供：NPO法人有機農業参入促進協議会

| 都道府県 | 機関名 | 電話番号 |
|------|--|--|
| 全国 | 有機農業参入全国相談窓口 | 0558-79-1133 |
| 北海道 | 津別町有機農業推進協議会 北海道有機農業生産者懇話会 (公財)農業・環境・健康研究所 名寄研究農場 | 0152-76-3322 011-385-2151 01654-8-2722 |
| 青森県 | 青森県農林水産部農産園芸課環境農業グループ | 017-734-9353 |
| 岩手県 | 一関地方有機農業推進協議会 岩手県農林水産部農業普及技術課 | 0191-75-2922 019-629-5652 |
| 宮城県 | 宮城県農林水産部みやぎ米推進課 | 022-211-2846 |
| 秋田県 | NPO法人永続農業秋田県文化事業団 公益社団法人秋田県農業公社 | 018-870-2661 018-893-6212 |
| 山形県 | 遊佐町有機農業推進協議会 山形県農林水産部農業技術環境課 | 0234-72-3234 023-630-2481 |
| 福島県 | (公財)福島県農業振興公社 福島県農業総合センター有機農業推進室 NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会 | 024-521-9835 024-958-1711 0243-46-2116 |
| 茨城県 | NPO法人アグリやすと 茨城県農林水産部農業技術課 NPO法人あしたを拓く有機農業塾 | 0299-51-3117 029-301-3931 090-2426-4612 |
| 栃木県 | NPO法人民間稲作研究所 栃木県農政部経営技術課グリーン農業推進担当 | 0285-53-1133 028-623-2286 |
| 群馬県 | 高崎市倉淵町有機農業推進協議会 | 027-378-3111 |
| 埼玉県 | 小川町有機農業推進協議会 | 0493-72-1221 |
| 千葉県 | 有機ネットちば 山武町有機農業推進協議会 | 043-498-0389 0475-89-0590 |
| 東京都 | 東京都産業労働局農林水産部食料安全課 NPO法人 日本有機農業研究会 | 03-5320-4834 03-6265-0148 |
| 新潟県 | 三条市有機農業推進協議会 にいがた有機農業推進ネットワーク | 0256-45-2888 090-1853-4974 |
| 富山県 | 富山県農林水産部農業技術課 | 076-444-8292 |
| 石川県 | 金沢市有機農業推進協議会 | 076-257-8818 |
| 福井県 | 福井県有機農業推進ネットワーク | 090-2838-8026 |
| 山梨県 | 山梨県農政部農業技術課 | 055-223-1618 |
| 長野県 | (公財)自然農法国際研究開発センター | 0263-92-6800 |
| 静岡県 | 一般社団法人MOA自然農法文化事業団 | 0558-79-1113 |
| 愛知県 | オーガニックファーマーズ名古屋(オアシス21オーガニックファーマーズ朝市村) | 052-265-8371 |
| 三重県 | 公益社団法人全国愛農会 | 0595-52-0108 |
| 滋賀県 | NPO法人秀明自然農法ネットワーク | 0748-82-7855 |
| 京都府 | 京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進担当 京都乙訓農業改良普及センター 山城北農業改良普及センター 山城南農業改良普及センター 南丹農業改良普及センター 中丹東農業改良普及センター 中丹西農業改良普及センター 丹後農業改良普及センター | 075-414-4959 075-315-2906 0774-62-8686 0774-72-0237 0771-62-0665 0773-42-2255 0773-22-4901 0772-62-4308 |
| 兵庫県 | 兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課 | 078-362-9210 |
| 奈良県 | 有限会社山口農園～オーガニックアグリスクールNARA | 0745-82-2589 |
| 和歌山県 | 和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室 NPO法人和歌山有機認証協会 | 073-441-2905 073-499-4736 |
| 鳥取県 | 鳥取県農林水産部農業振興局生産振興課 | 0857-26-7415 |
| 島根県 | 島根県農林水産部産地支援課 | 0852-22-6704 |
| 広島県 | 食と農・広島県協議会 | 090-7128-6680 |
| 山口県 | 山口県有機農業団体連絡協議会 | 080-1921-5283 |
| 徳島県 | NPO法人とくしま有機農業サポートセンター | 0885-37-2038 |
| 香川県 | 香川県農政水産部農業経営課 | 087-832-3411 |
| 愛媛県 | 今治市有機農業推進協議会 | 0898-36-1542 |
| 高知県 | 高知県農業振興部環境農業推進課 | 088-821-4545 |
| 熊本県 | くまもと有機農業推進ネットワーク 特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会 | 080-5144-5045 096-223-6771 |
| 大分県 | NPO法人おおい有機農業研究会 | 097-567-2613 |
| 鹿児島県 | 鹿児島有機農業技術支援センター | 0995-73-3511 |
| 沖縄県 | (公財)農業・環境・健康研究所 大宜味農場 | 0980-43-2641 |

コラム

① 農地の見つけ方

全国新規就農相談センター実施の新規就農者への実態調査によると、新規参入者（非農家出身者が農地の権利を取得し新たに農業経営を行う）が就農時に最も苦労した点は「農地の確保」です。

相談に来られる就農希望者のほとんどは農地のあてがありません。就農の基本は「どこで」、「何を」ですから、農地が決まらなければ作る物もままなりません。

そこで、就農相談では会話のキャッチボールをしながら「おじいちゃん、おばあちゃんの住まいは?」、「そこに農地はありませんか?」など、たとえば、家族、親族等から確保できる農地の有無等、手がかりを探します。そして、ない場合の探し方の一つとして、就農希望地（市町村等）の就農支援制度を調べたりします。

今は、各県やほとんどの市町村、JA等が事業主体となり、就農希望者向けに「農業担い手塾」などの研修・支援制度を実施しています。つまり、その地に身を置けば、農地の斡旋はもとより、技術サポーターや住居、資金補助制度など、さまざまな支援策を提供してくれる地域もあります（詳しくは当センターホームページから「支援情報」の中の「自治体等による新規就農支援情報」をご覧ください）。

農業がやりたい!という自身の気持ちを大切に、まずは農地の確保に全力を尽くし、その一歩を起点に着実に農地を広げていきたいものです。

② 新規就農も起業である

相談員をしていて、「農家になりたいが、どうすれば良いかわからない」という相談が一番多い。農家になるイメージなどまったく湧かないし、至極当然なことでもある。新規就農することとは、一言でいえば個人事業主として『農業』と言う新たな事業を開始して経営者になることである。

例えば、ラーメン店を開店することと同じみちすじである。新規就農は「どこで」「何を」作るかが基本であり、先ずこのことを決めて欲しいと相談者には伝えている。ラーメン店も醤油、味噌、塩、豚骨等何を作るか、そして何処で開店するかを決めなければならない。

そして何よりも重要となってくるのが、技術とスキルの習得である。新規就農の場合は、自治体の研修を受けるか農業法人で働きながら技術とスキルを習得するが、ラーメン店の場合は、調理師学校に入学するかラーメン店で働いて技術を身につけるのが一般的である。

次に大切なことは明確なビジョンを持つことである。俗に言うビジネスプランを立てることである。

あなたが農家になった時に「やりたいこと」（目的）「できること」（経験・スキル・人脈）「ニーズ」（消費者の動向）をよく整理することである。

次に、ビジョンが固まれば農業経営をスタートさせる資金の確保が必要となってくる。

ラーメン店の開店に際し、店舗をはじめ厨房や什器などの設備資金や商品仕入の運転資金を用意しなければならない。農業では農地、運搬車両、耕作機械、作業場、種苗、肥料など農業経営に必要な装備を揃えなければならない。特に農業経営は収益を生み出すまで相応の期間が必要になることを忘れてはならない。

これらの必要となる資金の調達については、当全国新規就農相談センターで実施した「新規就農者就農実態調査」では、新規参入した51.1%が資金の借入れを行っており、約70.4%が青年等就農資金を活用している。青年等就農資金には年齢制限があるため、対象年齢を超えてしまった場合、すべて自己資金で賄うこととなるので、出来るだけ多くの自己資金を確保しておく必要があり、事前の蓄えは非常に重要である。

いずれにしても、農業経営を始めるためにはある程度纏まった資金を用意しなければならない。裏を返せば資金がなければ安定的な農業経営は望めないということである。一般的に仕事には、3年、5年、10年など、経験年数によって直面する壁があると言われている。農業経営においてもよく言われていることで、就農後3年間は経費に対して、所得が追付かず、赤字経営となるケースもあり、そこを乗り越えられれば、少しずつ安定していくと言われている。

そもそも、農業はリスクのある職業で、気候や社会情勢の変化や病害虫等によってその時の農産物の相場に影響し、収益が大きく変動する。そして、将来の不安材料は山積しているかもしれない。しかしながら、農家は一国一城の主である。会社で言えば社長である。自由に仕事がしたい。好きなものを作りたい。今までの経験、知識、資格を生かしたい。そんな想いや夢を叶えてくれるのも農業である。ぜひ皆さんも一流の農業経営者を目指してチャレンジしてみたいか。

全国新規就農相談センターでは、就農に役立つ情報を『新規就農メールマガジン』で配信しています。メールマガジンで掲載した相談員のコラムの一部をご紹介します（一部編集）。



「メールマガジン」登録はこちら

③ 農業委員会を知ろう

新規就農者や就農希望者は、多かれ少なかれ市町村の農業委員会との関わりが生じることになるのだが、その存在、役割を知らない人が案外と多い。就農相談の際には、その役割や利点などを示しながら「まずは、足を運んでみてはどうか」と案内することもしばしば。

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置されており、主な任務である「農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など）の推進」を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会である。

同委員会は、原則として市町村に1つずつ設置されている。このほか、市町村行政組織には農業政策を推進する担当セクション、例えば農政課、農業振興課などがあり、農業委員会事務局とは組織機構が異なるものの、小規模の自治体では職員が兼務で両方の事務を行っているところもある。その場合は、就農支援に関する情報や農地情報など、ワンストップで情報を入手できるメリットもある。

新規就農を希望する人にとっては、就農者となり農地法により農地を取得（貸借・購入）する際には、同委員会は許可申請を提出する場所となる。また、市町村域内の農地の空き状況や貸し出し希望などの情報、場合によっては中古農業機械の仲介・斡旋の情報、ハウス施設の譲渡などの情報を有しているところもある。加えて、就農希望者への就農相談、農地の斡旋など、地域の農業生産の担い手を育成することなどにも力を入れている。

新規就農をめざす人にとって、農業委員会や行政の農業政策セクションなどは、いわば“就農情報の宝庫”でもある。日頃から足を運び、職員と交流しておくことも大切だろう。

④ 「新規就農実態調査結果」について

非農家出身者が新たに農業経営を始めた場合、どのような経営実態や課題に直面しているのか。

全国新規就農相談センターは1996年以降、3～5年おきに新規就農者（就農後概ね10年）を対象にした調査を行ってきた。2021年度に、7回目となる最新の調査結果がまとまり、「農業をはじめの.JP」の「調査・統計」の項目にもアップした。その調査結果の内容のうち、読者にとって注目すべき事項について三点ご紹介したいと思う。

一点目は、2016年度の前回調査と比較して、「情報収集など具体的なアクションを起こしてから就農するまでに2年以上をかける割合が減っている」こと。特に、就農時60歳以上の回答者においては、前回71.5%が就農までに2年以上もかかったのに対して、今回の調査では34.8%と、前回と比較して36.7ポイントも減少している。

一方、短期間（1年未満）で就農した割合は、就農時年齢では29歳以下が28.4%と最も大きく40歳代では20.6%と最も小さい。50歳以上で就農までの年数（3年以上）が比較的長い傾向があるものの、全体として、年代による大きな違いは見られなくなっているようだ。

二点目は、「就農1年目の費用と自己資金」の準備状況を見ると、多くの作目部門で営農費用が増加し、自己資金を上回る差額が発生し、資金不足に陥っていること。

例えば、新規就農希望者に人気の高い施設野菜では、営農費用が前回調査の826万円から1,136万円に約4割も増加し、自己資金も前回調査より少し増えたものの、その差額はマイナス815万円にも達している。

その結果、多くの新規就農者が資金の借り入れを行っており、全体では51.1%、施設野菜では71.6%にも達している。借入先の中心となっているのが青年等就農資金で、その占める割合は全体で70.4%、施設野菜でも74.1%を占めている。

三点目は、二点目とも大きく関連することだが、「資金確保の情報収集先として日本政策金融公庫の占める割合が前回の16.5%から29.0%に大幅に増加している」こと。逆に、「親や兄弟、親類、知人」の占める比率が前回の22.6%から13.0%に大幅に減っているようだ。

国の新規就農支援制度の仕組みが一部改正された。その目玉ともいえるべき「経営発展支援事業」では、機械・施設や家畜導入、果樹・茶改植、リース料を補助事業の対象とし、1,000万円を上限に国が1/2、県が1/4、本人が1/4負担する。要するに、この場合、本人負担は250万円で、750万円の補助が受けられということである。この改正内容も就農実態調査が裏付けていると思われる。



新規就農者・就農希望者へのエール

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



茨城大学農学部
准教授／西川 邦夫

広がる新規就農者の可能性

日本の農業者数は減少を続けています。全国農業協同組合中央会が2024年1月に行った推計では、基幹的農業従事者数は2020年の136万人から2050年には36万人まで、4分の1に減少するとされています。

しかしながら、新規就農を希望する皆さんにとっては、この状況は大きなチャンスでもあります。これからは借り手のいない農地が多く出てくるため、これまでに比べて農地の確保がしやすくなることが予想されます。規模拡大もより容易になるでしょう。担い手不足に悩む地域からは歓迎され、

就農当初から頼りにされるかもしれません。また、国や自治体の政策も、新規就農者に手厚くなることも予想されます。

新規就農者をめぐる環境や支援が改善されれば、あとは皆さんが自分の力でチャンスをつかむだけです。これからは、ますます新規就農者の可能性は広がるでしょう。一方で、それに比例して、個々人の力量も重要になってくるでしょう。皆さんの新たなチャレンジに期待します。

新規就農者／あぼーぼら・いしまき農園 園主／石牧 紘汰



なぜ農業を始めたいですか？

私は兼業農家です。本業は宮城県石巻市の新規就農相談員として皆様の夢を実現できるように就農希望者と模索しています。そこで、私は市内で移住者の就農モデルを作りたくて、自ら就農を決意しました。

さて、皆様がどんな目的で農業を始めるか、その農業がどんな価値を生み出すかぜひ考えてみてください。この方向性が見えると、どんな苦難も乗り越えられます。私自身も就農1年目で完治もできない大病を患いました。今も病気と寄り添いながら、今後就農される方のモデルになる為に、

必死に農業をしています。

まずはご自身の考えを分かりやすく周りの人たちに伝えてみてください。地域をどうしたいとかではなく、あなた自身が何をしたいのかをはっきり伝えてください。必ず協力してくれる人が現れます。畑や機械を貸して下さる方や販売を手伝って下さる方など、たくさん協力してくれます。ご近所のおばあさんが毎日励ましてくれます。感謝の気持ちを忘れずに農業を始めてください。

些細なことでも周りの方に相談してみてください。私も皆様からの夢を聞かせていただくことを楽しみにしております。

都道府県農業経営・就農支援センター(新規就農相談窓口)一覧

| 就農相談窓口 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | メールアドレス (メールフォーム含む) |
|--------------------|----------|--|---------------|---|
| 北海道農業経営・就農支援センター | 060-0005 | 北海道札幌市中央区北5条西6丁目1番23号 北海道通信ビル6階 公益財団法人北海道農業公社(北海道農業担い手育成センター) | 011-271-2255 | https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/internet/ |
| | 030-8570 | 青森県青森市長島1丁目1番1号 青森県庁北棟5階 青森県庁構造政策課担い手育成グループ | 017-734-9463 | ninaiteikusei@pref.aomori.lg.jp |
| 青森県農業経営・就農サポートセンター | 030-0801 | 青森県青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル6階 公益社団法人あおもり農業支援センター | 017-773-3131 | aomori@aomori-nogyoshien.jp |
| | 020-8570 | 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁5階 岩手県庁農林水産部農業振興課・農業普及技術課 | 019-629-5654 | AF0005@pref.iwate.jp |
| 岩手県農業経営・就農支援センター | 020-0884 | 岩手県盛岡市新明町7番5号 パルソビル3階 公益社団法人岩手県農業公社 | 019-651-2181 | — |
| | 981-0914 | 宮城県仙台市青葉区堤通南宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎9階 公益社団法人みやぎ農業振興公社 | 022-342-9190 | s-sodan@miyagi-agri.com |
| 宮城県農業経営・就農支援センター | 981-0914 | 宮城県仙台市青葉区堤通南宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎9階 一般社団法人宮城県農業会議 | 022-275-9164 | — |
| | 010-0951 | 秋田県秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎5階 公益社団法人秋田県農業公社 | 018-893-6212 | akitade@ak-agri.or.jp |
| 山形県農業経営・就農支援センター | 990-0041 | 山形県山形市緑町1丁目9番30号 緑町会館4階 公益財団法人やまがた農業支援センター | 023-641-1117 | Info-shinkishuno@yamagata-nogyo-sc.or.jp |
| 福島県農業経営・就農支援センター | 960-8043 | 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館1階 | 024-521-8676 | syunou-keiei@start-fukuagri.jp |
| 茨城県農業経営・就農支援センター | 311-4203 | 茨城県水戸市上国井町3118番地1 公益社団法人茨城県農林振興公社(茨城県新規就農相談センター) | 029-350-8686 | ibaraki-ninaite@ibanourin.or.jp |
| とちぎ農業経営・就農支援センター | 320-0047 | 栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号 とちぎアグリプラザ1階 公益財団法人栃木県農業振興公社 農政推進部 | 028-648-9515 | info@tochigi-agri.or.jp |
| 群馬県農業経営・就農支援センター | 371-0854 | 群馬県前橋市大渡町一丁目10番7号 群馬県公社総合ビル5階 一般社団法人群馬県農業会議 | 027-280-6171 | gn-support@nca.or.jp |
| | 371-0852 | 群馬県前橋市総社町総社2326番地2 公益財団法人群馬県農業公社 | 027-251-1220 | https://www.gnk.or.jp/contact/ |
| 埼玉県農業経営・就農支援センター | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁5階 埼玉県庁農林部農業支援課 | 048-830-4052 | a4040-05@pref.saitama.lg.jp |
| | 361-0013 | 埼玉県行田市真名板1975番1号 公益社団法人埼玉県農林公社 | 048-559-0551 | seinen@sainourin.or.jp |
| 千葉県農業経営・就農支援センター | 260-0014 | 千葉県千葉市中央区本千葉町9丁目10番 千葉県JA情報センタービル1階 千葉県農業者総合支援センター | 0800-800-1944 | https://support.chiba-agri.com/inquiry/inqform.cgi |
| | 260-0855 | 千葉県中央区市場町1丁目1番 県庁南庁舎9階 公益社団法人千葉県園芸協会 | 043-223-3008 | sanchisc@chiba-engei.or.jp |
| 東京都農業経営・就農支援センター | 190-0013 | 東京都立川市富士見町3丁目8番1号 公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課 | 042-528-1357 | https://www.tokyo-aff.or.jp/questionnaire.php?openid=129 |
| 神奈川県農業経営・就農支援センター | 243-0410 | 神奈川県海老名市杉久保北5丁目1番1号 かながわ農業アカデミー(1階) 就農企業参入課 | 046-238-5274 | — |
| 山梨県農業経営・就農支援センター | 400-0034 | 山梨県甲府市宝1丁目21番20号 NOSAI会館3階 公益財団法人山梨県農林振興公社(山梨県就農支援センター) | 055-223-5747 | ninaite@y-nk.jp |
| 長野県農業経営・就農支援センター | 380-8570 | 長野県長野市大字南長野字幅下692番2号 長野県庁5階 農村振興課 | 026-235-7245 | noson-chiei@pref.nagano.lg.jp |
| | 380-0826 | 長野県長野市北石堂町1177番3号 JA長野県ビル4階 公益社団法人長野県農業担い手育成基金 | 026-236-3702 | ninaite@nagano-ninaite.or.jp |
| 静岡県農業経営・就農支援センター | 420-0021 | 静岡県静岡市葵区茶町二丁目8番1 銀行会館内 公益社団法人静岡県農林振興公社 | 054-250-8989 | nougoukeisoudanryo@shizuoka-nk.or.jp |
| 新潟県農業経営・就農支援センター | 950-8570 | 新潟県新潟市中央区新光町4番1号 新潟県庁9階 新潟県庁農林水産部経営普及課 | 025-280-5300 | ngt060090@pref.niigata.lg.jp |
| | 950-0965 | 新潟県新潟市中央区新光町15番2号 新潟県公社総合ビル4階 公益社団法人新潟県農林公社 | 025-281-3480 | ikusei@niigata-nourin.jp |
| 富山県農業経営・就農支援センター | 930-0096 | 富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館6階 公益社団法人富山県農林水産公社農業部 農業担い手育成課 | 076-441-7396 | nou6@taff.or.jp |
| いしかわ農業経営・就農支援センター | 920-8203 | 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館4階 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 | 076-225-7621 | info@inz.or.jp |
| 福井県農業経営・就農支援センター | 918-8215 | 福井県福井市寮町辺操52番21号 福井県農業試験場 農業経営・流通支援課 | 0776-54-9312 | noshi@pref.fukui.lg.jp |
| | 910-0003 | 福井県福井市松本3丁目16番10号 福井合同庁舎2階 一般社団法人福井県農業会議 | 0776-21-8234 | info@f-kaigi.jp |

農業体験をする場合
 農業法人に就職する
 研修を経て独立する
 自ら農業経営を始める
 就農を支援するさまざまな仕組み
 新規就農について相談する

| 就農相談窓口 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | メールアドレス (メールフォーム含む) |
|-----------------------------------|----------|--|--------------|--|
| 岐阜県農業経営・就農支援センター | 500-8384 | 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎2階 一般社団法人岐阜県農畜産公社(ぎふアグリチャレンジ支援センター) | 058-215-1550 | agri-stock@gifu-notiku.com |
| 愛知県農業経営・就農支援センター | 444-0802 | 愛知県岡崎市美合町字並松1丁目2番 愛知県立農業大学校(農起業支援ステーション) | 0564-51-1034 | noudai@pref.aichi.lg.jp |
| 三重県農業経営・就農支援センター | 515-2316 | 三重県松阪市嬉野川北町530番 三重県農林水産支援センター | 0598-48-1226 | info@aff-shien-mie.or.jp |
| しがの農業経営・就農支援センター | 520-0807 | 滋賀県大津市松本1丁目2番20号 滋賀県農業教育情報センター2階 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 | 077-523-5505 | shiganou@sepia.ocn.ne.jp |
| 京都府農業経営・就農支援センター (京都農人材育成センター) | 601-8047 | 京都府京都市南区東大条下殿田町70番地 京都テルサ西館3階 「京都ジョブパーク」内 農林水産業ジョブカフェ | 075-682-1800 | https://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/web_counseling/ |
| 大阪府農業経営・就農支援センター | 541-0054 | 大阪府大阪市中央区南本町2丁目1番8号 創建本町ビル5階 一般財団法人大阪府みどり公社 | 06-6266-8916 | nousei@osaka-midori.jp |
| | 559-8555 | 大阪府大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎 22階 大阪府庁農政室推進課 経営強化グループ(大阪農業つなぐセンター) | 06-6210-9596 | Nougyou@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| 兵庫県農業経営・就農支援センター | 650-0011 | 兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目15番3号 兵庫県農業共済会館3階 公益社団法人ひょうご農林機構(ひょうご就農支援センター) | 078-391-1222 | shyunou@forest-hyogo.jp |
| 奈良県農業経営・就農支援センター | 630-8501 | 奈良県奈良市登大路町30番地 県庁分庁舎 5階 奈良県庁食農部 担い手・農地マネジメント課 | 0742-27-7617 | — |
| | 630-8501 | 奈良県奈良市登大路町30番地 県庁分庁舎 5階 一般社団法人奈良県農業会議 | 0742-27-7419 | nokaigi@silver.ocn.ne.jp |
| わかやま農業経営・就農サポートセンター | 640-8585 | 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地 和歌山県庁 東別館4階 和歌山県庁経営支援課 | 073-441-2932 | e0709001@pref.wakayama.lg.jp |
| 鳥取県農業経営・就農支援センター | 680-8570 | 鳥取県鳥取市東町1丁目220番 鳥取県庁本庁舎 4階 鳥取県庁農林水産部農業振興局経営支援課 | 0857-26-7262 | keieishien@pref.tottori.lg.jp |
| 島根県農業経営・就農支援センター | 690-0876 | 島根県松江市黒田町432番1号 島根県土地改良会館3階 公益財団法人しまね農業振興公社 | 0852-20-2872 | start@agri-shimane.or.jp |
| 岡山県農業経営・就農支援センター | 703-8278 | 岡山県岡山市中区古京町1丁目7番36号 岡山県庁 分庁舎4階 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 | 086-226-7423 | ninaite@ninaiteokayama.or.jp |
| 広島県農業経営・就農支援センター | 730-8511 | 広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁 本館4階 広島県庁就農支援課 | 082-513-3532 | noukeiei@pref.hiroshima.lg.jp |
| 山口県農業経営・就農支援センター | 753-0072 | 山口県山口市大手町9-11 山口県自治会館2階 一般社団法人山口県農業会議 | 083-923-2102 | agrkaigi@bronze.ocn.ne.jp |
| 徳島県農業経営・就農支援センター | 770-0011 | 徳島県徳島市北佐古一番町5番12号 JA会館8階 一般社団法人徳島県農業会議 | 088-678-5611 | home@tokukaigi.or.jp |
| 香川県農業経営・就農支援センター | 761-8078 | 香川県高松市仏生山町甲263番1号 2階 公益財団法人香川県農地機構 | 087-816-3955 | k-nk@nifty.com |
| | 761-8078 | 香川県高松市仏生山町甲263番1号 3階 一般社団法人香川県農業会議 | 087-813-7751 | — |
| 愛媛県農業経営・就農支援センター | 790-0003 | 愛媛県松山市三番町4丁目4番1号 愛媛県林業会館4階 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構(えひめ農業経営サポートセンター) | 089-945-1542 | enk-sapo@enk.or.jp |
| 高知県農業経営・就農支援センター | 780-0850 | 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁 西庁舎3階 一般社団法人高知県農業会議 | 088-824-8555 | 39syuunousudan@nca.or.jp |
| 福岡県農業経営・就農支援センター | 810-0001 | 福岡県福岡市中央区天神4丁目10番12号 JA福岡県会館2階 公益財団法人福岡県農業振興推進機構 | 092-716-8355 | syunou@f-ap.org |
| さが農業経営・就農支援センター | 849-0925 | 佐賀県佐賀市八丁畷町8番地1 佐賀総合庁舎 4階 公益社団法人佐賀県農業公社 | 0952-20-1590 | https://saga-agri.or.jp/shinki/contact-shinki/ |
| 長崎県農業経営・就農支援センター | 854-0062 | 長崎県諫早市小船越町3171番 公益財団法人長崎県農林水産担い手育成基金 | 0957-25-0031 | S070301@pref.nagasaki.lg.jp |
| 熊本県農業経営・就農支援センター | 862-8570 | 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁 本館10階 公益財団法人熊本県農業公社(熊本県新規就農支援センター) | 096-385-2679 | https://www.kumafarm.jp/consult/ |
| おおいた農業経営・就農支援センター | 870-8501 | 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁 本館9階 大分県庁農林水産部 新規就業・経営体支援課 | 097-506-3586 | — |
| | 870-0044 | 大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号 S Tビル 8階 公益社団法人大分県農業農村振興公社 | 097-535-0400 | kousha@onk.oita.jp |
| 宮崎県農業経営・就農支援センター | 880-0913 | 宮崎県宮崎市恒久1丁目7番14号 公益社団法人宮崎県農業振興公社 | 0985-51-2631 | — |
| かごしま農業経営・就農支援センター | 890-8577 | 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁 行政庁舎11階 公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会 | 099-213-7223 | syunou@ka-nosinkyonet |
| 沖縄県農業経営・就農支援センター | 901-1112 | 沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3 土地改良会館3階 公益財団法人沖縄県農業振興公社 | 098-882-6801 | ninaite07@onk.or.jp |

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自営農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

「農業を始めたい」と思ったら!!

全国新規就農相談センター

農業を
はじめたいけど、
どこに相談すれば
いいかわからない

どこで農業を
はじめたいか
決まっていない

どんな作物を
作りたいか
決まっていない

農業を
はじめる人向けの
融資や補助金に
ついて知りたい

まずは当センターにご相談ください!!

相談無料

対面 での相談

全国新規就農相談センターの
窓口で、専門の相談員が
対応いたします。



◀ご予約は
コチラ

オンライン での相談

Zoomを使って、専門の
相談員が対応いたします。



◀ご予約は
コチラ

メール での相談

いただいたご相談に対して、
専門の相談員が回答いたします。



◀メール相談は
コチラ

電話 での相談

まずはこちらまで
お電話ください。



03-6910-1133

全国農業会議所は、昭和62年から新規就農支援事業の一環として、「全国新規就農相談センター」を設置しています。
センターでは、新規就農に関する様々な支援活動を行っています。

問合せ先

全国新規就農相談センター(一般社団法人全国農業会議所)

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル2階

TEL: 03-6910-1133 [対応時間:平日9~17時] FAX: 03-3261-5131

- 東京メトロ有楽町線「麹町駅」
4番出口 徒歩4分
- JR「四ツ谷駅」麹町口 徒歩8分



公式HP「農業をはじめの.JP」



@ncabefarmer



@shuunou



@be_farmer.jp



チャンネル名「全国新規就農相談センター」

移住について詳しく知りたい

地方での就農や就職について教えてほしい

「移住・交流情報ガーデン」で 気軽に移住相談！

総務省が、地方移住に関する情報提供や
相談支援の一元的な窓口として開設した「移住・交流情報ガーデン」。

地方移住に関する一般的な相談に対応しているほか、
地方での就農や就職などの相談には専門の相談員が対応します。
また、移住に関するセミナー・移住相談会が随時開催されています。



気になることを
聞いてみよう！



移住・交流情報ガーデン

営業時間 [平日] 11:00~21:00 [土日祝] 11:00~18:00

休館日 月曜(祝日の場合は、翌営業日)・年末年始

所在地 東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル

アクセス JR/東京駅【八重洲中央口】より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 — 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線
東京メトロ東西線 } 日本橋駅より徒歩5分
都営浅草線



▼ 移住に関するセミナー・移住相談会の
開催情報はwebサイトでチェック！



農業をはじめめる.JP

農業に興味を持たれた方、農業で働いてみたいと考え始めた方向けに役立つ情報を集めたポータルサイトです！

全国の自治体、民間企業、団体等が開催する就農相談会、農業体験、農業研修、農業法人の求人情報なども幅広く掲載。あなたの就農検討段階に応じた情報がきっと見つかります！



<https://be-farmer.jp>



※「農業をはじめめる.JP」は、農林水産省の補助事業として、(一社)全国農業会議所(全国新規就農相談センター)が運営しています。

新規就農者の“リアル”な経験談と就農成功のポイントが聞ける！

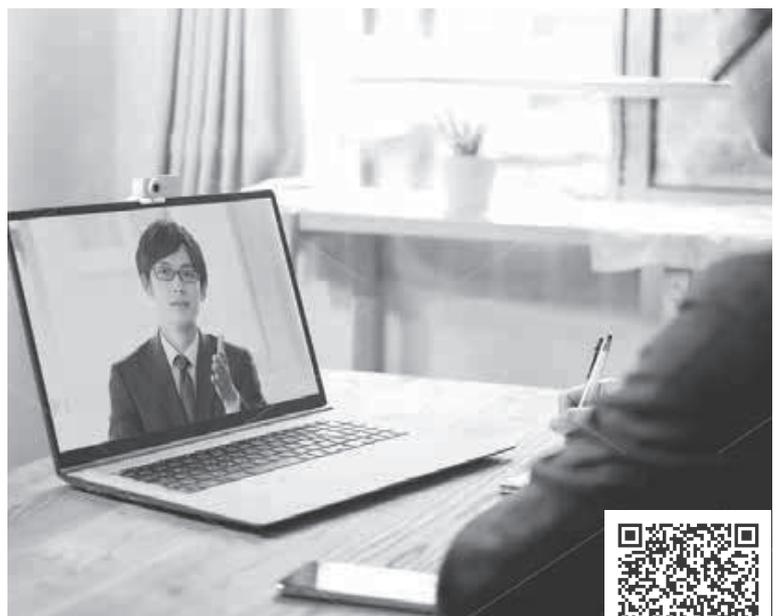
オンライン就農セミナー

参加無料

全国新規就農相談センターでは、農業に興味のある方、農業を本格的に始めたい方などを対象に、オンラインの就農セミナーを開催しています。

ゲストに新規就農者等を招き、就農に至った経緯や、研修から独立するまでの道のり、就農成功へのポイントを伺います。視聴者からの質問もリアルタイムで受け付けてその場で回答いたします。

「何となく農業に興味があるけど、何から始めていいかわからない」という方から「本格的に農業をやってみたい」という方まで「農業」に興味のある皆様のご参加をお待ちしております。



最新の開催情報はコチラ▶



あなた向けの農業の情報が見つかる！
WEBでの登録、はじめました！



マイページ & 希望の就農条件登録の ススメ



「農業をはじめる.JP」では、WEB上でいつでも気軽に登録ができ、相談窓口に行く前から情報を収集することができるマイページをご用意しました。
希望の就農条件を登録しておけば、ご自身の希望にマッチした情報もお届けします。

登録すべき3つの理由 3Merit

Merit 1 窓口に行く前に 情報収集できる！



各地の就農相談窓口に行く前に情報を登録し、事前に情報収集することができます。

Merit 2 希望にマッチした 「欲しい情報」が手に入る！



希望する就農条件の登録によって、メールで希望にピッタリな情報が届きます。

Merit 3 新しい地域や作目に 出会えるチャンス！



オススメの地域や作目に関する情報が自動で表示されるので、新しい視点で情報を収集することができます。

使い方 How to use



いくつかの項目を入力するだけ。
マイページ登録はあっという間に完了！

続いて希望の就農条件を登録しましょう。
オススメ情報がマイページに表示されます。

欲しい情報をメールでお届けします！
配信設定はマイページで変更可能です。

マイページの
登録はコチラ



農業をはじめる ログイン



登録すると
得られる情報

- ・窓口に行く前に情報収集できる！ 就農希望地における就農相談会の開催案内やおすすめの農業体験等の募集情報を入手できます。
- ・地域での支援体制に関する情報 地域や作目の希望に基づいて、新規就農希望者の支援体制が充実している都道府県や市町村とマッチングします。
- ・研修を受けられる機関や法人の情報 農業大学校などの「研修機関」や研修をおこなっている「農業法人」の情報を確認できます。

マイページ登録URLはこちら https://app.be-farmer.jp/customers/sign_in

農業に、

一步を踏み出そう。



新・農業人フェア 2024

LIVE 農業就職・転職LIVE

2024 7.20 土

@歌舞伎座タワー マイナビPLACE23F

EXPO 農業EXPO

2024 8.31 土

@国際フォーラム ホールE1

LIVE EXPO 同時開催

2024 10.27 日

@グランキューブ大阪 イベントホール

EXPO 農業EXPO

2024 12.8 日

@東京ビッグサイト 東8ホール

LIVE 農業就職・転職LIVE

2025 2.1 土

@東京交通会館 ダイヤモンドホール

◆開催時間【10:00~16:00】※共通

※会場・日時は予告なく変更になる可能性があります。

入場無料

服装自由

当日参加OK

未経験者歓迎

入退場自由

イベント種類

開催種別は2種類ございます。

☑ 農業EXPO EXPO

日本全国の自治体、就農支援機関など各種団体がメインで出展します(一部、農業法人もあり)。あらゆる地域や作物の情報を得ることができます。

☑ 農業就職・転職LIVE LIVE

農業法人の出展に特化した就農相談会です(一部、自治体や関連団体もあり)。仕事の内容や待遇、職場環境などを知ることができます。

各種SNS



公式SNSでは、よりリアルタイムな情報を発信中。ぜひフォロー&チェックをお願いいたします!

新・農業人フェア
公式キャラクター「アグッティー」

事前予約・詳細

新・農業人フェアに関する詳細・ご予約は、公式WEBサイトよりご確認ください。

☑ 詳細はWEBサイトより

☑ 入場予約

☑ 出展申込

新・農業人フェア



検索いただくか、二次元バーコードから!

※混雑緩和のため、事前予約を推奨しております。



Facebook



Instagram



X



YouTube

